

# 近隣紛争の社会的波紋(1)

——新聞報道に現われた津地裁「隣人訴訟」——

## 目 次

- I はじめに
- II 新聞の判決報道とその直後
  - 1 判決報道の内容
  - 2 判決報道直後から訴えの取り下げまでの報道
- III 訴えの取り下げ事件についての新聞報道
  - 1 訴えの取り下げについての報道
  - 2 訴えの取り下げに対する同意についての報道
  - 3 社説にみる訴えの取り下げ
- IV 訴えの取り下げ事件後の新聞報道

吉 田 勇

- 1 「匿名の反応」を相対化する試み
  - 2 「隣人訴訟」事件そのものの再検証 (以上本号)
  - 3 法務省の見解についての報道
- V 新聞報道の社会的波紋
- 1 原告に対する「匿名の反応」
  - 2 判決報道に対する支配的反応
  - 3 「隣人訴訟」事件に対する多様な反応
- VI 結びにかえて

## I はじめに

ひとつの紛争事例が現代社会の一断面を鮮やかに映し出すことがある。昭和五八年二月二五日に津地裁で判決が下された「隣人訴訟」事件も、そのような紛争事例のひとつである。昭和五二年五月八日に、一五、六軒からなる小さな新興住宅地のすぐそばの溜池で、母親が買物に出かけた留守に、三歳四か月の幼児が溺死するという不幸な事故が起きた。買物に出かけるときに「子供をよろしく願います」と依頼した母親に対して、大掃除中の隣人夫婦は「子供達が二人で遊んでいるから大丈夫でしょう」と受けたようだ。事故直後の通夜と告別式では、隣人夫婦は泣いて謝ったとされているが、その後の経緯については両夫婦の主張に食違いがある。両夫婦間にはほとんどコミュニ

ケーションがないまま、子供を亡くした両親は子供を「預かった」隣人夫婦および溜池を管理していた市に対して約二八八五万円の損害賠償を請求する訴訟を提起した。その両親は、その後、国と県および溜池を掘削した業者をも被告に加えている。約五年後に出された判決は、溜池の管理責任の落ち度を認めず、隣人夫婦にだけ三割の責任を負わせるものであった。この判決が大きく報道された直後に、思わぬ社会的波紋が広がることになる。匿名の電話や手紙・はがきによる非難・中傷が原告宅に押し寄せ、それに耐えかねた原告夫婦が訴え自体を取り下げると、被告に対するそれまでの激励が一転して非難に変わり、被告も訴えの取り下げに同意を余儀なくされたのであった。こうして近隣紛争事件というだけでなく、訴えの取り下げ事件とでもいうべきもうひとつの事件が生じたのである。

「隣人訴訟」の判決とこのような「匿名の反応」とを媒介したのがほかならぬマスコミ報道であったのは疑いない。わたしたちは日常的な生活の場である地域社会に住んでいると同時に、マスメディアに媒介された広い世界にも住んでいる。わたしたちがなんらかの関わりを意識している社会を「世間」と名づけるとすれば、わたしたちは「狭い世間」と同時に「広い世間」に住んでいる、と言いかえてもよい。これら二つの「世間」が「隣人訴訟」事件の場合にも、紛争当事者に大きな影響をあたえたのではないか。判決報道に触発された「広い世間」からの「匿名の反応」が紛争当事者に対して攻撃的に作用したために、訴えの取り下げ事件が生じたのは確かだと思われる。

ほとんどの人にとって、「広い世間」に起きている「事件」を知るのは、マスメディアの報道を通してである。それ以外に「事件」について知る手立てはほとんどない。だが、人々は報道された「事件」をありのままにそっくり受け入れるわけではない。わたしたちは日常的に習得してきた経験のないし常識的な解釈枠組みによって、報道された「事件」を再解釈しながら受け入れている。マスコミの記者たちは自分たちの解釈枠組みを通して「事件」を解釈している。「世間」の人々はさらにそれを再解釈している。だが両者の区別が明確でないようにみえるのは、マスコミ

報道自体が「世間の常識」的枠組みを先取りすることがしばしばあるからである。しかし両者は明確に区別されねばならない。「世間」の反応は、報道の送り手の意識によってだけでなく、報道の受け手の側の意識によっても規定されているのである。「隣人訴訟」の判決に対する多様な反応を解明しようとするときにも、「世間」の人々の近隣意識のあり方や訴訟の見方が問われるのはここにおいてである。

現代社会の変容は地域社会の人間関係のあり方にも近隣意識にも大きな影響をもたらしているようにみえる。わたしたちの心のなかでは、「狭い世間」との関わりでも「広い世間」との関わりでも、期待と不安が交錯しているようにみえる。核家族化の進行に伴い、家族自体が地域社会の助け合いや社会的支援を必要とする度合いを強めているのに、近隣関係は都市化の進展によってますます儀礼的な関係や部分的な付き合いにとどまるようになってきたからである。近隣社会に新しい絆を形成しようという動きもある。だが、家族生活は近隣社会の相互扶助に頼らずに、公的サービスや様々の有償の社会サービスに支えられながら営まれるのが普通になってきた。だが、このような変化にもかかわらず、わたしたちが身近な近隣社会や地域社会に住んでいることに変わりはない。そこに住みながら、都市型社会のなかでふたつの「世間」と様々の関わりを経験しているのである。

確かに、近隣社会は「内」というだけの〈共同性〉の実体を弱めているし、近隣社会が〈共同〉の伝承文化や伝承規範を確認する機会も、具体的に〈共同の意思〉を形成する機会も少なくなりつつある。その意味では、近隣社会は、ひとつの〈共同性〉としてよりも、選択的な近隣関係のゆるやかな束として存在しているのが普通である。しかし地域の人々のなかに〈共同性の意識〉だけは依然として存続しているようにみえることがある。近隣紛争の発生を契機にして、地域社会（狭い世間）と「広い世間」の境界が意識されることがある、と言い換えてもよい。近隣社会「内」の紛争を「外」に持ち出すことに対する抵抗が、周閉や「広い世間」から生じるような場合である。「内済」

規範ともいへべき社会規範がある程度妥当していることが観察されるのもそのような場合である。<sup>(2)</sup>「内済」規範に反して「外」に持ち出されると、近隣紛争は「広い世間」から支援を受ける可能性もあれば、「広い世間」からの非難に晒される可能性もある。法規範や法的手続に準拠して解決される可能性も生まれる。いずれの場合にも、近隣紛争はもはや内々に済ますことはできなくなる。ひとたび損なわれた近隣関係の修復よりも、責任の所在の明確化を求め紛争当事者は、「内済」規範よりもっと普遍的な社会規範や法規範に準拠して紛争を解決しようと試みる。だがそのとき紛争当事者は「広い世間」から思わぬ反応を受けることがある。「隣人訴訟」事件の場合にも、新聞報道を通して「広い世間」の「匿名の反応」がとくに原告に対して大きく作用しただけでなく、新聞報道の内容と報道の仕方が「広い世間」の多様な反応の仕方にも影響を与えたようにみえる。そこでわたしは、「隣人訴訟」の判決報道が「広い世間」にどのような影響を与えたのか、「広い世間」の反応はどのような動機によって生じたのかを、新聞報道の内容を検討することによって把握してみたいと思う。

思えば、「隣人訴訟」事件の判決からすでに一二年が経過している。この間に様々の形でこの事件は論じられてきたが、この事件の法的争点についての検討に比べると、判決報道や訴えの取り下げ事件の報道についての本格的な検討はまだなされていない。<sup>(3)</sup> これまでにも「隣人訴訟」事件の報道の仕方についての批判的言及がなかったわけではな<sup>(4)</sup>いが、総じてそれらは印象批評にとどまっていたようにみえる。わたしは本稿ではもっぱら「隣人訴訟」事件についての新聞報道とそれに触発された「世間」の反応をできるだけ丁寧に取り上げることにする。法的争点についての詳しい検討は別稿に譲らざるをえない。

つぎの第二章では、「隣人訴訟」の判決がどのような見出しで報道されたのかを再現し、その直後の報道とそれに対する「世間」の反応も見てみることにする。第三章では、訴えの取り下げとそれに対する同意についての報道内容

説を見出しを手がかりに明らかにするとともに、この訴えの取り下げについての社説の内容を検討する。第四章では、

論

「隣人訴訟」事件を吟味しているその後の重要な特集記事を取りあげ、新聞報道がどこまで「隣人訴訟」事件を解明しているかを押さえておきたい。法務省の見解についての報道内容にも触れておかねばならない。第五章では、新聞の判決報道に対してどのような「匿名の反応」が寄せられたか、「広い世間」からの支配的反応はどのようなものであったか、さらには「隣人訴訟」事件に対して、どのような多様な反応が寄せられたかも明らかにしておきたいと思う。最後の第六章ではむすびとして、判決内容とその報道とのずれを若干明らかにし、新聞報道と「世間」の反応との相関性を確認するとともに、「隣人訴訟」事件を通して、「法の常識」と「世間の常識」との関わり方にも触れておきたいと思う。

注

(1) この「幼児水死隣人訴訟」の判決文は、判例タイムズ四九五号、判例時報一〇八三号にそれぞれ掲載されている。

(2) 「内済」規範というのはわたしの造語であるが、「内」の問題は「内」で解決しなければならないという規範のことである。この意味における「内済」規範は、「内」と「外」の区別が意識される場合には、どのような社会集団にも何らかの程度において妥当しているといつてよい。学校、職場、親族などの集団においても、集団「内」の紛争を「外」に持ち出すことは、その紛争に新たな事態をもたらすことがしばしばである。「内」の紛争を「外」に持ち出してはならないという規範意識がなにか働くという意味において、集団の内部には「内済」規範が妥当していると言いうことができそうである。しばしば、「内」の問題を「外」に漏らしたのは誰かが詮索されるという事実は興味深い。「外」に持ち出すとは、「内」部の紛争・問題を報道機関に伝達したり、第三者や弁護士に依頼したり、行政機関に持ち込んだり、裁判所に提訴したりすること、である。なお、「うち」と「そと」の枠組みが「隣人訴訟」とそれをめぐる社会的反響と関連している

ことをすでに指摘しているのは利谷信義氏である(「日本の法を考える」(東京大学出版会、一九八五)一九三頁―二〇五頁を参照)。氏は「隣人訴訟」が起つたのは「うち」と「そと」の間の遮断関係が弱くなったことの反映(同一九七頁)とみている。また、木下富雄氏も「内と外を区別するのは日本人の基本的な行動原理のひとつ」として重視している。日本人の「裁判嫌い」も「内と外を区別する日本人の社会規範の一つの現われ」というのが氏の分析である(「日本人の法への態度と行動―とくに紛争解決との関係について―」(ジュリスト七六二号、一九八二、八九頁―九〇頁参照)。ただ、「内」と「外」の区別という枠組みが規範的な意味を有するからといって、「内」と「外」の境界が強固だというわけではない。むしろ境界が薄いからこそ、規範意識のうえで「内済」が要請されているようにみえる。ウチとソトの論理に関しても注目されるのは、正村俊之「秘密と恥―日本社会のコミュニケーションの構造」(勤草書房、一九九五)である。正村氏は「ウチとソトを峻別しようとするのは、ウチとソトを仕切る境界が厚いからではなく、逆に薄いからなのである」(前掲書、二〇九頁)と明確に指摘している。

(3) 代表的なものを挙げると、星野英一編「隣人訴訟と法の役割」(有斐閣、一九八四)、ジュリストの特集号(「隣人訴訟と法の役割」(ジュリスト七九三号)の意見集、柴田光蔵「法のタテマエとホンネ―日本法文化の実相をさぐる」(増補版)〔有斐閣、昭和五八年〕の第八章、竜崎喜助「裁判と義理人情」(筑摩書房、一九八八)の第四章、小島武司「C・アティアス」山口龍之「隣人訴訟の研究」(日本評論社、一九八九)などがある。「隣人訴訟」を比較法的に検討した論文としては、藤倉皓一郎「隣人訴訟―近隣紛争―」『よき隣人』たる法的義務・アメリカの不法行為法の視点から(「ジュリスト八二八号、昭和六〇年)、瀬川信久「子どもを好意で預かった場合の保護義務―ドイツにおける好意的関係論の一斑」(加藤一郎・水本浩「民法・信託法理論の展開」(弘文堂、昭和六一)、同「フランス法における、児童を預かった者の全確保護義務―慈善活動・青少年活動において預かった場合を中心に」(北大法学論集、三八巻五・六合併号、昭六二)などがある。小島他著「前掲書」の第三部は「隣人訴訟」の「比較法文化的検討」である。「隣人訴訟」に関するこれまでの議論を整理して理論化しようと試みたものとしても、この小島他著「前掲書」は有益である。

(4) その例外といえるのは、西尾嘉門「隣人訴訟と報道の波紋」(新聞研究・昭和五八年七月号)である。これは「中日」の地方部次長である西尾氏が「隣人訴訟」に関する新聞報道の問題点を冷静に検討したものである。いくつもの重要な反省点が指摘されている。小島他著「前掲書」にも判決報道の波紋についての簡潔な説明がある(二四頁—一六頁参照)。

(5) なお、マスコミ報道を最も厳しく批判したのは原告側弁護士の中村亀雄氏である。「事件の現場から いわゆる「隣人訴訟」の顛末」(法学教室一一九号、一九九〇年八月号)を参照)。氏は「法曹の常識」の立場から、マスコミの「法的未熟」と「非常識」と「無責任さ」を批判している。そしてこの事件はマスコミが「全般的はずれの間違い」を犯し、「マスコミの非常識を世間に押しつけたもの」という(前掲、九六頁—九八頁参照)。あらためて、「法曹の常識」と「マスコミの常識」と「世間の常識」という三つの「常識」がどの点で共通で、どの点で違っているかを明らかにする必要があると思われる。

## II 新聞の判決報道とその直後

### 1 判決報道の内容

各新聞は津地裁「隣人訴訟」の判決をどのように報道したのだろうか。判決報道の内容とその特色を明らかにするために、とくに見出しに注目したいと思う。見出しのつけ方には、報道される「事件」に対する新聞社の解釈が現われやすいからである。三重県の津地裁で争われた「隣人訴訟」事件を最も詳細に報道したのは、中部本社版ないし名古屋本社版の各新聞である。そこでまず中部本社ないし名古屋本社版の中日新聞、朝日新聞、毎日新聞、中部読売新聞を取り上げる。以下それぞれ「中日」、「朝日」、「毎日」、「中部読売」と略記する。全国版としては、朝日新聞、毎



日新聞、読売新聞をおもに取り上げ、日本経済新聞、サンケイ新聞、熊本日々新聞も合わせてみておくことにする。以下ではそれぞれ「朝日」、「毎日」、「読売」、「日経」、「サンケイ」、「熊日」と略記することにする。

まずはじめに記事のなかで判決がどのように説明されているかを標準的に示したうえで、各新聞ごとに、大きい順に見出しを引用し、それらの見出しを通して現われる「隣人訴訟」の判決内容を簡単に説明する。なお、判決報道の記事は、日刊の中部読売新聞を除き、一九八三年二月二十五日の夕刊に掲載されたものである。

『中日』、『朝日』、『毎日』、『中部読売』に共通な内容を挙げる。記事の冒頭には「隣人訴訟」の判決があった事実とその判決内容の要約がある。『中日』の文をそのまま掲げる。「買物に出かけた留守中、長男が池に落ちて水死したのは預かった近所の夫婦らの責任」として鈴鹿市の夫婦が、預かった夫婦や市、国、県、建設会社に総額二八八五万円の損害賠償を求めていた訴訟の判決が津地裁判事部であった。上野裁判官は「訴えられた被告の夫婦が『子供を預かる』といったのは、近所のよしみから出たことで、契約を交わしたとはいえないが、危険な池の周りで子供が遊んでいて、事故が予見できるような場合には、一般的に子供たちに注意する責任がある」として被告夫婦に五二六万円支払うよう命じた。

それに続く詳しい記事の内容はつぎのような標準的要素からなっている。①原告と被告の実名と住所、②訴えの内容(買物に連れていこうとしたが、被告夫婦に「妻もいるし、みているから」と勧められたために、被告夫婦に預けたまま出かけたが、被告夫婦にはよく注意しなかった過失があると主張したこと、市、国、県、業者に対して安全対策を怠ったとして損害賠償を請求したこと)、③それに対する被告の反論(「預かるよう頼まれた覚えはない」こと)、④判決は被告夫婦の過失を認めたと、過失相殺に程度にみればよく、予見できない不慮の事故であり責任はないこと)、⑤行政の責任の落ち度を認めなかったこと、⑥好意で預かったより責任の割合を原告夫婦七、被告夫婦三としたこと、

他人の子供を死なせた場合に賠償の支払を命じた二つの判決例（昭和五〇年大阪判決、昭和五一年神戸判決）があること、などである。判決内容がかなり詳しく報道されていることがわかる。なお、団地の事故現場付近の地図を載せているのは「朝日」だけである<sup>(1)</sup>。

ここで留意しておきたいことがある。第一は、子供を「預けた」という原告夫婦の訴えに対して、子供を「預かった覚えはない」という被告夫婦の反論が紹介されていることである。それゆえに、ひとつの争点が被告は子供を預かったのかどうかであり、もうひとつの争点が市、国、県の行政責任および業者の不法行為責任の有無にあったことは明確にされている。もつとも、「朝日」は訴えの内容を説明しているだけで、それに対する被告夫婦の反論を紹介していないが、これは例外である。第二は、原告七、被告三という責任の割合について、「責任はむしろ原告に多い」（「日経」とされたり、「むしろ親の責任を追及した」（「中部読売」とされている場合もあることである。第三は、二つの判決例との比較がなされていることである。「近所同士のケースは今回がはじめて」と指摘している記事（「中日」「一面」）もあれば、自分の家の庭の池でなく「家の外の池に落ちることを防止する義務がある」としたもので「大阪地裁の判決の例よりも広い範囲の義務を課す形となった」と指摘する記事もある（「朝日」「一面」）。敷地外での事故まで責任があったのは珍しい」という記事（「朝日」）もあれば、「今回は子供を預かったことは認めたが「契約」の存在を認めなかったという記事（「日経」）もある。

このように、すべての新聞というわけではないが、新聞によってはかなり詳しい判決報道だといってよい。それではつぎに、各新聞の見出しを通してみたら判決報道はどのようにみえるかを明らかにしようと思う。

### ①「中日」

\* 一面（トップ）：「近所の善意」に厳しい判決、「預かった側に責任」、「五二六万円支払え」、「国などへの請求

退ける」

「近所の善意」が括弧つきで掲げられ、近所の夫婦が子供を「善意」で「預かった」ことが前提されている。「善意」で子供を預かった「近所の夫婦の「責任」が認められ、五二六万円の損害賠償の支払が命じられた、という内容が見出しからうかがわれる。<sup>(2)</sup> それに対して、国と自治体の責任が認められなかったことは、小さい見出しのもとに「国などへの請求退ける」とあるだけである。なお、「個人の争いにすり替えられ不本意」という原告側のコメントが小さく掲載されているが、被告側のコメントはない。

\* 社会面…「危険な池放置 許せぬ」、「国、自治体訴えたのに……」、「唇かむ原告・山中さん」

一面の報道とちがって、危険な溜池を放置していた自治体の責任を問いたいという原告の思いと裁判所にその思いが認められなかった原告の口惜しさとが見出しから伝わってくる。

以上から、「中日」は一面トップに「隣人訴訟」事件を大きく報道しているだけでなく、一面と社会面をあわせて報道内容のバランスをとろうとしていることがわかる

## ②「朝日」

\* 一面(トップ)…「預かった側にも責任」、「親へ五二六万円払え」、「近所夫婦に注意義務」

隣人夫婦が子供を「預かった」ことが前提されている。「預かった側にも責任」よりも、「預かった側にも責任」が判決内容に正確である。大きな見出しには「善意」や「好意」ということばはないが、被告のコメントには「善意がアダになった」という小見出しが、その解説にも「好意からでも広い義務課す」という小見出しがそれぞれ用いられている。判決が行政の管理責任の落ち度を認めなかったことは見出しには出て来ない。

\* 社会面…「近所付き合いに「冷水」、「温かい心、失う心配も」、「責任、隣人より行政」、「新しい地域の連帯を」、

説 「原告の母親 勝訴に不満」

論

隣人に責任を負わせた判決は「近所付き合いに『冷水』を浴びせているという見出しにはかなり強い情緒的な喚起力がある。ただ、この見出しから、原告が隣人夫婦を訴えたことが「近所づきあい」に「冷水」を浴びせたと読みかえる読者があるかもしれない。原告の母親が「勝訴」に不満をもっているという見出しから、無条件の勝訴ではないことがわかる。「責任、隣人より行政」という見出しに、原告の提訴の意図が示唆されている。

以上、『朝日』においても、この判決が一面トップにきわめて大きく報道されている。確かに、一面と社会面を合わせて見出しを読めば、原告夫婦の訴えの趣旨も理解されうるが、一面の見出しからは「隣人訴訟」は隣人同士の近隣紛争としか理解されえない。

③ 『毎日』

\* 一面(中央)・・「隣人夫婦に厳しい判決」、「危険性の予知できた」、「賠償五二六万円」、「預かった幼児水死」、「親の責任相殺」

隣人夫婦が幼児を「預かった」ことが前提されている。「隣人夫婦に厳しい判決」という見出しは、五二六万円の賠償を支払えという判決が隣人夫婦に「厳しい」という記者の気持ちを表わしている。「親の責任相殺」という見出しは「責任」の程度を示している。「善意」や「好意」ということばは使用されていない。判決が行政の管理責任の落ち度を認めなかったことは、見出しからは全くわからない。

\* 社会面の見出し・・「隣人」に深刻な波紋、「人の子、預かれぬ」、「社会生活ギクシヤク」、「遊ぶことが不安に」、「親切があだになるとは」、「こんな世の中、イヤ」、「向こう三軒両隣」ますます死語に、「津地裁の三割責任判決」

この判決が子供を預ける、預かるという地域社会の慣行に対して悪影響を与えるという危惧が、これらの見出しから強く伝わってくる。被告夫婦の気持ちは「親切があだになるとは」にみえる。被告のコメントの小見出しは「納得できない控訴する」である。「三割責任判決」に、隣人の責任の程度がうかがわれる。原告夫婦が危険な溜池を放置していた行政の管理責任の落ち度を問いたかつたことも、その落ち度が判決で認められなかつたことも、社会面の見出しにすら全く出ていない。一面と社会面の見出しを合わせて読んでも、「隣人訴訟」事件は隣人夫婦同士の近隣紛争としか映らないはずである。

④ 「中部読売」

\* 社会面…「隣人の好意にも責任」、「幼児水死 賠償せよ」、「預かつた夫婦に五二六万円」、「津地裁判決」

「隣人の好意」にまでも「責任」が認められたことが社会面中央に報道されている。幼児を「預かつた」夫婦に五二六万円も「賠償」を命じた判決の内容が強調されている。記事の内容には、過失相殺により責任の比重は親七、隣人三が相当として、むしろ親の責任の重大さが指摘されているのに、見出しにそれが見られない。行政の管理責任が認められなかつたことも、見出しには全く出て来ない。この新聞の読者も、「隣人訴訟」事件を近隣紛争の事例とみるはずである。

それでは、全国（東京本社）版には「隣人訴訟」事件の判決はどのような見出しで報道されているだろうか。

⑤ 「朝日」

\* 社会面…「近所の夫婦に過失」、「母留守、預かつた子が水死」

各紙のなかでも最も冷静な見出しが付けられているが、ここでも近所の主婦が「子供を預かつた」ことは前提されている。「近所の夫婦」に「過失」が認められたと報道されているが、「好意」ないし「善意」は用いられていない。

判決報道の段階での「朝日」の抑制的な見出しの付け方は、「朝日」とも他の新聞ともかなり違っている。「過失」が認められるとどうなるのかは見出しには見えない。賠償のことも五二六万円という金額も出て来ない。

⑥ 「毎日」

\* 社会面…「隣人の好意につらい裁き」、「近所の親に賠償命令」、「預かった子供が水死」

近所の親が「好意」で子供を「預かった」ことが前提されている。「つらい裁き」という表現には、「好意」に「責任」が認められたことへの驚きと、判決は被告に厳しすぎるといふ評価とが示唆されている。判決に対する原告被告双方のコメントがある。それぞれ「防災対策訴えたのに」、「何も頼まれなかった」という小見出しがあり、双方の主張の食違いがわかる。「毎日」は、判決内容には疑問ないし批判を表わしながら、両当事者の主張を同じ比重で取り上げている。

⑦ 「読売」

\* 社会面…「隣人の好意にも責任」、「津地裁、賠償命令」、「幼児預かり水死」

隣人が「好意」で子供を「預かった」ことが前提されている。「責任」ということばは「つらい裁き」とか「冷水」などに比べると、中立的であるといえそうである。ここでは、「好意」にも「責任」が課されたことが重視されている。

⑧ 「日経」

\* 社会面…「子供預かったら監督責任」、「善意の隣人」敗訴、「水死事故に賠償命令」、「親並みの注意義務必要」、

「気楽に預かれない」、「潤いない社会 嘆く声も」

隣人が「善意」で子供を「預かった」ことが前提されている。「責任」の程度には言及されていないが、「親並みの

注意義務必要」という見出しには特徴がある。「気楽に預かれない」とか「潤いがない社会 嘆く声も」とあるように、「日経」はこの判決が近隣社会にマイナスの影響を与えることを心配する声を重くみている。

⑨ 「サンケイ」

\* 一面(トップ)：「預かった夫婦に監督義務」、「親並みの目配りを」、「近所の坊やが池で水死」、「無償の善意に法的責任」、「五二七万円の賠償払え」、「原告のしつけにも厳しく注意」、「津地裁」

「近所の坊や」を「預かった」夫婦に「親並み」の監督義務があると認められたことが見出しからわかる。このことは近所の夫婦の「無償の善意」に対して「法的責任」があるとされたことであり、そのために五二七万円の賠償を命じたのがこの判決である。しかも、原告のしつけが足りなかったことが「厳しく注意」されている点を見出しに挙げているのは注目される。

⑩ 「熊日」

\* 社会面：「無償の善意」に賠償責任、「五二七万円を支払え」、「預かった幼児が池で水死」、「親並みの注意義務求める」

「無償の善意」がまず目につく。幼児を「無償」で「預かった」「善意」の隣人に、五二七万円を支払う賠償責任が認められたことが、見出しからうかがわれる。隣人とか近所の主婦といったことばはないが、幼児を「預かった」人に「親並みの注意義務」が認められたことがわかる。

以上のような各新聞の判決報道の見出しからどのような特色を読み取ることができるだろうか。

まず第一に、「中日」、「朝日」、「毎日」、それに「サンケイ」が「隣人訴訟」事件の判決を驚くほど大きく一面に報

道しているのは注目に値する。「中日」、「朝日」、「サンケイ」は一面トップ扱い、「毎日」は一面中央扱いである。「中部読売」は社会面に大きく扱っている。一面の大きな扱いにもかかわらず、「朝日」と「毎日」が近隣紛争としての側面を冷静な見出しで報道している点には見識が感じられる。だが、溜池の管理責任についての見出しが一面に全くないのはどういうわけであろうか。

「中日」、「朝日」、「毎日」、「中部読売」が三重県鈴鹿市で起きた隣人間の訴訟事件の判決をある程度大きく報道することは容易に想像できるが、それでも近隣紛争に関する判決としては通常予想をはるかに越えた大きさと報道されているのは疑いない。子供を「預かった」隣人の「責任」を認めた判決への驚きと違和感が新聞記者にとつていかに大きかったかがわかる。「朝日」と「毎日」に比べると、全国版の「朝日」と「毎日」によるこの判決の扱い方が極めて小さくなるのは当然であるが、それでも近隣紛争に関する判決報道としてはそれほど小さな扱いとはいえないであろう。

第二は、隣人夫婦が近所の子供を「預かった」という認識が前提されていることである。この点では例外はない。記事とその解説では、ほとんどの新聞が、子供を「預けた」という原告の主張に続いて「預かった」という事実はない」という被告の反論を紹介し、しかも、判決もその反論を認め、両夫婦の間には子供を法的に「預かった」という契約の存在を認めていないという事実を説明しているのである。それにもかかわらず、どの新聞の見出しも、隣人夫婦が子供を「好意で預かった」ことを自明の前提にしているのは注目される。おそらくその理由は、判決が隣人夫婦の法的責任を認めたことと記者が通常の日常的な預け合いのケースとしてこの事件を解釈したことにあると思われる。

第三は、「近所の善意」（「中日」）、「隣人の好意」（「毎日」）、「善意の隣人」（「日経」）、「隣人の好意」（「読売」）、「無償の善意」（「サンケイ」）、「熊日」というように、隣人の「好意」や「善意」が強調されていることである。しかも、隣



人の「好意」や「善意」に賠償責任が認められたことは隣人に厳しすぎるという評価がうかがわれる。隣人関係における「善意・好意に対する信仰にも近い」<sup>(4)</sup>考え方がその基礎にあるといえるかもしれない。

ただここで確認しておきたいことがある。それは「朝日」、「朝日」、「毎日」の見出しには、「善意」や「好意」という言葉が用いられていないという事実である。もつとも、「朝日」でも被告のコメントには「善意がアグになった」とあり、この判決の解説にも「好意からでも広い義務課す」とあるから、「好意」への着目が全くなかったわけではない。「毎日」の見出しにも「善意」と「好意」は用いられていないが、被告の言い分には「親切があたになる」とはという見出しがある。

第四は、「中日」、「朝日」、「毎日」、「サンケイ」の一面、「中部読売」、「熊日」の社会面には、隣人にも責任が認められて、五二六万円（ないし五二七万円）もの賠償金の支払が命じられたことがかなり大きく報道されていることである。「朝日」、「毎日」、「読売」の全国版は、記事が小さいこともあって、賠償金額を示す見出しはない。名古屋本社ないし中部本社版に関するかぎり、預かった近所の夫婦に五二六万円支払えという判決が出たことが強く印象づけられる見出しになっている。なお、隣人の「責任」についてもいくつかの言い方がある。「中日」、「朝日」、「毎日」、「中部読売」、「読売」が用いているのは「責任」ということばであるが、「朝日」は「過失」、「日経」は「監督責任」、「サンケイ」は「法的責任」、そして熊日は「賠償責任」をそれぞれ見出しに掲げている。「毎日」だけは「賠償命令」を用いている。

第五は、市・国・県の行政責任の落ち度が認められなかったことを示す見出しは、全くないか、きわめて小さいことである。どの新聞の判決報道記事のなかでも、市・国・県、業者への請求が棄却されたことは必ず説明されている。この行政責任の有無が隣人の責任の有無と並ぶもうひとつの争点だったことを考えると、この争点に対する判決内容

が見出しにも表わされるのは当然のことと思われる。だが意外なことに、『朝日』の第一面の見出しにも、行政責任が否認されたことは全く出て来ないのであり、行政責任を追及した訴訟であつたことは、『責任、隣人より行政』という社会面の見出しに、原告の不满として示唆されているだけである。『毎日』（第一面と社会面）には、行政責任が否認されたことを示す見出しは全くないのである。『中部読売』（社会面）も同じである。ただ、『中日』の第一面にだけは「国などへの請求退ける」という小さな見出しがある。一面の見出しをみるかぎり、これが最も正確な判決報道ということになる。全国版の『朝日』、『毎日』、『読売』、『日経』のそれぞれ判決報道でも、国・自治体の責任が退けられたことは見出しのどこをみてもわからない。「サンケイ」も「熊日」も同じである。各新聞の関心が「隣人訴訟」事件のどこにあつたかがあまりにも露わに示されているというほかない。

第六は、この判決が子供の預け合いに、ひいては近所付き合いに大きなマイナスの影響を与えることを心配する報道が多いことである。そのような心配を端的に示している見出しが、『朝日』の社会面の「近所付き合いに『冷水』」や「温かい心、失う心配も」であり、『毎日』の社会面の「隣人」に深刻な波紋、「人の子、預かれぬ」、「社会生活ギクシャク」、「『向こう三軒両隣』ますます死語に」である。「もう預かれぬ」という心配は『日経』の見出しにもみられる。新聞記者たちは、「好意で預かつた」子供の死亡事故につき隣人夫婦の不法行為責任を認めた判決が、現在および将来のわが国の近隣関係に与えるであろう悪影響に注意を喚起しているのである。核家族化が進行し、地域での助け合いがますます必要になっているのに、この判決はそのような助け合いに水を差すという受けとめ方がなされているようにみえる。

第七は、ほとんどの新聞が、判決報道の当初から、原告と被告の実名と住所を報道していることである。『中日』、『中部読売』、『読売』は原告と被告双方の実名と住所（番地まで）を、『朝日』は原告と被告双方の実名と住所（町名

まで)を報道している。「日経」は原告も被告も実名であるが、原告の住所を番地まで報道し、被告の住所を町名までにとどめている。ただ、「毎日」、「毎日」、「熊日」は原告については実名と住所(番地まで)を、被告については住所(町名まで)を載せ、名前はAさん夫婦と匿名にしている。ただその後も、被告の匿名報道が続けられたわけではない。「毎日」では被告が三月一日に控訴したという記事では実名である。「毎日」と「熊日」でも、訴えの取り下げの報道の時点では、被告も実名である。「サンケイ」だけが最後まで被告の名前をAさん夫妻として匿名で報道し続けたのは注目される。<sup>(5)</sup>ほとんどの新聞が判決報道の時点から住所と実名を報道したので、全国どこからでも、原告にも被告にも、電話をかけることも手紙・はがきを差し出すことも可能であったといつてよい。

## 2 判決報道直後から訴えの取り下げまでの報道

判決報道直後に、引き続きどのような報道がなされただろうか。「中日」と「毎日」の各報道および「サンケイ新聞」の特集記事、それに各新聞の投書が重要である。

『中日』が判決報道の翌日(二月二十六日)の朝刊に特集記事と社説を掲載したのは「隣人訴訟」の判決の社会的意義が大きいと評価したからであろう。特集記事の見出しを大きい順に並べると、「今は昔―『向こう三軒両隣』」「善意とはなにか」、「子供はもう預かれぬ!」、「鈴鹿市の幼児水死隣人夫婦に三割責任判決」となる。見出しはやや偏った印象を与えるが、この記事の内容は判決のわかりやすい説明になっている。しかも、好意で預かった他人の子供を死なせて損害賠償責任が認められた二つのケースを紹介しながら、いずれのケースにおいても原告と被告の関係は従業員と経営者の関係にあったと述べているし、「隣人訴訟」の判決については識者たちにも賛否両論があることなども指摘されている。

社説(「近所づき合いを法が裁く」は、「近所のよしみ」を裁くこの判決に司法判断の限界をみようとしている。ここでも、先例となるような二つの判決例に対比して、今度の判決の特色が「近隣のよしみから子供を預かったこと」にあること、準委任契約ではなく不法行為を理由とするともに、過失割合を原告七割、被告三割と判断したことには裁判所の苦心があること、が指摘されているのである。そして最後は、「子供を失った親の気持ちはわかりすぎるほどだが、『よその子供なんか預かるな』という社会通念がひろがっては、心のきずなを求められている地域社会の崩落にもつながりかねない」と締め括られている。

『毎日』の二月二七日の朝刊には「子供の水死裁判で考える」と題した社説が掲載されている。「隣人訴訟」の判決に接して「気楽に他人の子供は預かれない時代がやってきた」と感じた人が多かったのではないかという。この判決をもとに一般論として近隣社会のあり方などを議論することに慎重でなければならぬと自戒しながらも、この裁判が話題になるのは「今日だれもが感じている『ぎくしゃくした社会』の象徴的な裁判であるため」と指摘している。その論理をたどるとこうだ。欧米流の契約社会が在来型の日本社会に混入してきて権利主張が強くなってきている。だから「権利関係で新しい時代に入っている」という事実認識を深めることが必要である、だが「潤いのない冷たい社会」を避けて「伝統的なおもいやり社会」を保持していくにはどうするかが、解決を迫られている日本社会の課題である。これが社説の主張であるが、社説の論調はむしろ「契約社会」と「権利主張」が次第に高まっていく傾向を「新しい時代」の変化として認めようとしているかにみえる。というのは、「争訟よりも話し合いを尊重する日本型社会」は過去のものになりかかっているとの感慨は深い、と結ばれているからである。社説の見出しが「子供の水死裁判を考える」でなく、「子供の水死裁判で考える」であったことがあらためて想起される。このような一般論を最初に提示したのが『毎日』および『毎日』のこの社説であったといつてよい。

『毎日』には二月二十七日にも、かなり大きく「隣人訴訟原告にいやがらせ電話」「300本、ひっきりなし」「なぜ、あんな裁判を」「被告宅には激励統々」という見出しの記事があり、『毎日』にも「やりきれない……電話数百本」「隣人訴訟の夫婦に相次ぐイヤガラセ」という見出しの小さな記事がある。

三月一日にはいくつかの新聞の朝刊または夕刊で、被告夫婦が控訴したことが報道されている。『朝日』の朝刊には「隣人の責任」再び法廷に、「預かった夫婦今日控訴」、「鈴鹿の幼児水死」という見出しの記事がある。『毎日』の夕刊の見出しは、「預かった夫婦が控訴」、「隣人訴訟、予見できず」、「鈴鹿の幼児水死」である。

ここで目を引くのは、三月二日の「サンケイ」の記事である。「私はこう思う―読者から続々アピール電話」、「子供を預かった主婦の責任は……」、「人情味がなくなる」、「いや責任を持つのは当然」という見出しの特集記事がそれである。被告が控訴したという報道と並んで、判決に対する読者の反応がかなり詳しく報道されている。「サンケイ」は二月二十七日の朝刊に「隣人訴訟」判決に対する読者の意見を求めたが、それに応えてアピール電話に寄せられた多様な声をこの記事で紹介しているのである。匿名の電話や手紙による非難・中傷が原告に押し寄せているのと同じ時期に、判決報道に対する投書が実名で紹介されているのは注目される。

この記事を書いた記者は、社会部のアピール電話の内容を、「これでは善意の近所付き合いができなくなる」と「いや他人の子供を預かる以上はそれなりの責任がある」との二つに大別できると指摘している。この時点で「正解の見出しにくい問題」だと自覚しながら、これら二つの系列の意見を対比したことには記者の見識が感じられる。

まず近所付き合い優先派の意見はどのようなものか。近所の親しい人に四歳の娘をみてもらっているうちに交通事故で亡くした自動車整備工(五〇歳)は、信頼を崩したくなかったので相手を訴えなかった、「相手の人は引越したが、私以上につらかっただろうと思います」という。近所づき合いで「ちょっと頼むわ」と言えなくなることを恐れ

説  
論  
ている主婦（五三歳）は「いちいち誓約書をかかねばならないようで、隣人愛はなくなってしまうと述べている。「裁判に訴えるなんてあんまり罪なこと」で、これでは「人情味」がなくなってしまうという主婦（五〇歳）の声もある。地区活動で親と一緒にいけない子供を連れていく地区委員長（主婦・四〇歳）は、こういう判決が出ると、怖くてこれから気業に連れていけないようになってしまふと嘆いている。預かったり一緒に遊ばせたりするのに覚悟があるなんてと主人と話した、訴えたりお金を請求したりすべきではない、というのは二九歳の主婦である。

責任を重視する人々からの意見はどうか。「他人を預かる以上は責任のとり方を考えておくべきだ」という主婦（五四歳）は、自分が預かるときにはとても神経を使った、「全責任をもつのでなければ最初から預からない方がいい」という。子供を預かってくれと頼まれたが、家内の目が悪かったので断わった、という男性（六七歳）もいる。友人に自分の子（小学一年生）をプールで遊ばせてもらっていたときにその子が溺れ、助かりはしたが酸欠のために全身麻痺の障害者になった、という主婦（三五歳）は、その友人が「めんどうな子を預かってバカみたい」と言つたと聞き、何ともいいようのない気持ちになったと辛い体験を語っている。その主婦は「こどもを亡くした親の方もたいへんだと思う」と、原告への共感を示している。六〇歳の男性は「善意で軽い気持ちで人の子を預かるのはよくないことだ。預かった以上は責任をとるべきだ」という声を寄せている。

「サンケイ」ほどではないが、他の新聞の投書欄にも読者の意見が寄せられはじめている。いずれも実名による投書である。全国各地から寄せられているのが注目される。のちに「匿名の反応」と比較するためにも、判決報道直後にどのような意見が寄せられているかをすこし詳しく述べておきたい。

「毎日」の三月二日の「ふんすい塔」には、「無償の好意の判決」について「という小見出しで三つの投書が掲載されている。一つ目は社会通念を考えた判決がほしかったと言いなながらも、裁判に持ち込むことが唯一の解決方法な

のかに疑問をもっている男性(六九歳)の投書である。二つ目はこの判決が隣近所の共同体意識の稀薄化という風潮に拍車をかけないかと心配する主婦(三七歳)の投書、三つ目は普通の親なら買物につれていくのが常識であつて、人に子供を預けた時から親としての義務を怠っているのに、相手を訴えるとは……と述べている医師(六八歳)の投書である。いずれも、原告または判決を批判したものである。

『朝日』の三月二日の「声」にも「責任を転嫁するまえに自分をみつめて反省する謙虚さがほしいものだ」という原告に向けた意見と、親切から発した行為が損害賠償を課されることに「おそろしい世相」をみる意見とが出ている。これらも原告批判と判決批判である。

「読売」の三月二日の「気流」にも「隣人に預けた子の死亡事件」について二つの投書がある。農業の男性(六六歳)は「行政だけに責任を問うべきであつた、日本古来の伝統である「向こう三軒両隣」という人情豊かな付き合いがいまこわされつつあることを裁判官は知っているのか」という。七三歳の男性教師は「両親が悲しみのあまり隣人を訴えたのはわかるが、それではなりふり構わぬ好意の蹂躪ではないだろうか」といい、「ひとりの隣人夫婦だけが法的責任を問われた判決の不思議な不合理さ」は「法が常に善意の市民の味方という社会通念にも疑惑を植え付ける」と心配している。

『中日』の三月三日の「発言」にも三つの投書が載っている。自営業の男性(五九歳)は「行動を予測できない子供を完全に保護するのは不可能だ。判決通りならば、他人のことに全く無関心でいるのが最上の方法になってしまう」と、判決に不満を向ける。無職の女性(六六歳)は「子供を預かったら極端な言い方をすれば、ひもでつないでおかなければいけないのでしょうか。こんなことでは、もう人に頼めないし、頼まれたくもない心境になる」といい、これでは人間の心はすさんでしまう、と心配している。五二六万円の支払を命じた判決は「被告側にあまりにも酷すぎ

説  
る」という主婦(三四歳)は、これでは「子供は預けないし、預からないという付き合い」になるといふ。また国や市などの管理責任を問うたことにも批判的で、わが子を池で遊ばないように厳しくしつける方がずつと大切という。この主婦は、自分の権利ばかり主張し義務を果たすという責任感が最近薄れていないかと結んでいる。

「中日」の四日の「発言」にも三つの投書がある。「親にしてみれば、かけがえない子供を失い、深い悲しみに打ちひしがれていると思う」といいながらも、「気の毒なことだが、親の監督責任をどのように負うつもりなのか」と問うのは男性教員(六五歳)である。親に七割という重い責任が認められていることを念頭においてのことである。深い悲しみが親の監護責任というのであれば、「たとえ要求通りに損害賠償を取っても子供は返らないし、浮かばれないのではないか」といふ。これは原告批判である。二七歳の主婦は、自分が預かっている近所の子供(二歳)が転んで口の中を切ったので、申し訳なくて涙を流しながら説明すると、「口の中をきいただけだから」と逆に励まされたという体験を語っている。この主婦は「預かった以上は全責任があるし、責任を持たないのなら預からない」といふ考えの持ち主である。「今後はうかつに、手のかかる隣近所の子供を、二つ返事で預かれないのではないか」と述べているのは、元教員(六七歳)の男性である。このような判決では「隣人愛」も「信頼感」もなくなり「社会不安」を助長するばかりという。これは判決批判である。

判決報道に対して各新聞の読者が寄せた以上のような意見の特色をいくつか挙げておこう。第一に、これらはいずれも実名の投書であり、しかも全国各地から寄せられている。判決報道の直後に、判決に対してどのような責任ある反応が寄せられたかを知るための貴重な資料である。

第二に、投書の内容のほとんどは原告または判決を批判したものであるが、その批判の仕方はかなり多様である。まず判決批判をみると、この判決が隣人関係に与える悪影響を心配したものが多く、「社会通念」に合った判決を求



める人もあれば、「人の心」を波んでほしいと願う人もいる。「人情豊かな近所付き合ひ」を求める人もいる。これでは、気兼ねな近所付き合ひはできなくなる、というのが心配の共通項であろうか。これでは気軽に預かれないという人もいれば、気軽に預けられないという人もいる。

判決は子供を好意で預かる場合の監護の実際をふまえていないという批判もある。子供から目を離さないことなど不可能だとか、子供をひもでつないでおかなければいけないのかといった言い方に、そのような批判が現われている。行政責任だけを認めるべきであったという批判もある。

つぎに、原告批判には、隣人を訴えたことやお金を請求したことを批判するものだけでなく、他人に責任転嫁するまえに親としての責任を反省するよう求めるものもある。預けることそれ自体が親の義務を怠ることだとみる人もいる。相手を訴えるまえに自分の責任と義務の自覚を求めている人もいる。国、市などの行政責任を問うのに疑問を出した人も、自分の子供に厳しいしつけをするよう求める点に主眼がある。

第三に、「預かった以上責任がある」という立場の発言が一定程度見られることである。とくに「サンケイ」は、「責任派の人々の考えをひとつの傾向として、近所付き合ひを重視する傾向と対比してみせたのは注目される。」<sup>中</sup>日」にも「預かった以上全責任がある」という考えの女性が意見を寄せている。

第四に、子供を亡くした両親の深い悲しみへの共感を示した投書もあることである。匿名の手紙・はがきには、そのような共感がほとんどみられない。ただ、かけがえのない子供を失った悲しみに共感を示しながらも、その両親が隣人夫婦を訴えたことには戸惑いを禁じえない人もいる。「両親が悲しみのあまり訴えたのはわかる」といいながら訴えることは隣人の好意を踏みにじっているのではないかという言い方に代表される。投書のなかでは、子供を失った深い悲しみと隣人夫婦に対する責任追及とは、納得できる形で結びついていないようにみえる。

説 第五は、預けていた自分の子供を亡くしたり、預けていた子供が障害者になったりした経験や、預かっていた近所の子供がけをした経験などが語られていることである。自分の経験に照らしてこの判決報道を受けとめていることがわかる。

注

(1) 「朝日」は社会面の記事に地図を添えているので、事故現場の様子がわかりやすい。なお、「幼児水死隣人訴訟」に関連して『判例タイムズ』(四九五号)の「判決特報」にも『判例時報』(二〇八三号)にも、団地の事故現場付近の地図が掲載されている。星野編『前掲書』および小島他著『前掲書』の地図には団地内の中央に通っている道路が書かれていないので、子供たちが事故前に遊んでいた場所を正確に把握することができない。この不正確な地図は『判例タイムズ』なし、『判例時報』に掲載されている地図と差し替えられるのが望まれる。

(2) 「預かった側に責任」という見出しは、「預かった側」だけに責任が認められたという印象を与えるかもしれない。その点では、「預かった側にも責任」という見出しをつけている「朝日」の方が正確だといつてよい。

(3) これについては、毎日新聞の長倉記者が後に検討する「記者の目」のなかで証言している。「津地裁の隣人訴訟」さまざまな予期せぬ展開は、驚きの連続だった。「今回の判決は私にとっては思いもかけない内容だった。あの日、判決文を読んで趣旨を確認、隣人関係はどうなるんだといった記事を書いた。どちらかといえば、被告寄りの記事になったのはいなめず、それだけに一般世間には受け入れられやすい記事となったようだ」という(毎日新聞昭和五八年三月一九日)。

(4) 竜崎『前掲書』一三八頁。「この考え方からすれば、隣人訴訟はこの信仰に対する挑戦だったのである」と氏は述べている。竜崎氏は、原告が善意の隣人を訴えたことに対する原告非難の原因は二つあるという。ひとつは「一般市民のくだ裁判のイメージの暗さ」であり、もうひとつは「善意・好意に対する信仰にも近い」考え方である。

「これら市民の裁判イメージ、あるいは近隣関係における善意・好意に対する信仰は、われわれ市民の中に根強く生きて  
いることを、今回誰もが思い知らされたことと思う。それは抜きがたく根づいているゆえに、生ける社会規範といつてよ  
いかも shouldn't」という指摘は注目される(竜崎「前掲書」一三八頁参照)。なお、竜崎氏の「隣人訴訟」の研究では、  
すでに様々の人々の反応が整理されていて、教えられるところが多い。

(5) 「追跡隣人訴訟(上)(中)(下)」(三月一四日、一五日、一六日)の時点においても、被告夫婦はA夫妻とされている。

(6) この判決に司法判断の限界をみるという「中日」の立場は、訴えの取り下げについての社説の論調として一貫している。

(7) 例えば、「中日」の投書はもっぱら愛知県、岐阜県から来ているが、「毎日」の投書は青森、新潟、仙台の各市から来て  
いるし、「読売」の投書は愛知県と横浜市からのものである。

### III 訴えの取り下げ事件についての新聞報道

ここでいう訴えの取り下げ事件とは、判決報道に対する社会的反応に影響されて、原告夫婦が訴え自体を取り下げ、  
被告夫婦ならびに市、国、県、建設会社がそれに同意したことを指している。まず原告の訴えの取り下げについての  
報道を、続いて、それに対する被告の同意についての報道をみることにする。

#### 1 訴えの取り下げについての報道

各新聞は訴えの取り下げをどのように報道しているだろうか。はじめに各新聞の標準的な記事内容を簡単に説明す

説 論  
る。続いて各新聞を取り上げ、見出しを手がかりに報道の特色をみてみよう。いずれも昭和五八年三月八日朝刊の記事である。

訴えの取り下げの記事はおもにつきのような標準的な内容から構成されている。①津地裁が近所の夫婦の過失を認め五二六万円を支払うよう命じる判決を言い渡したこと、②七日午後原告夫婦が訴えの取り下げの手続きをとったこと、③訴えを取り下げた理由（判決後、電話や手紙などで多くのいやがらせを受けたことなど）、④訴えの取り下げに被告が同意すれば、訴訟は最初からなかったことになること、⑤「勝訴」ないし「一部勝訴」した原告が周囲のいやがらせを受けて訴えを取り下げたのは極めて異例であること、⑥この訴えの取り下げから議論はどのように展開されていくか、などである。

さらに新聞にもよるが、⑦原告被告訴訟代理人のコメント、⑧原告被告のコメント、⑨匿名の非難・中傷の手紙・はがきの内容の紹介、⑩「隣人訴訟」についての識者のコメントなどが掲載されている。

訴えを取り下げた理由としては、つぎの四点が挙げられている。①判決報道の翌日、電気工事の元請けから仕事を打ち切られ、生活が出来にくくなったこと、②判決直後から六日までに全国から「バカヤロー」「鬼」などいやがらせ電話が五、六百本、いやがらせのはがきや手紙が五十二通もあり、これ以上耐えられないこと、③原告夫婦の親類のやっている商売にまで悪影響が出ていること、④小学校五年生の長女が近所や学校で「五百万円はもらったのか、なんに使ったのか」と嫌がらせを受けていること、である。<sup>1)</sup>

それでは、訴えの取り下げはどのような見出しで報道されたのだろうか。

### ①「中目」

\* 一面(トップ)：「勝訴の原告が取り下げ」、「鈴鹿の幼児水死「隣人訴訟」、嫌がらせに疲れた」、「被告同意な

ら判決、効力失う」、「判例としては残る」

\* 社会面…「原告に非難、中傷の重圧」、「生活も奪われた」、「釈然としない」と被告側」

「隣人訴訟」に「勝訴」した原告が訴えを取り下げたことが、一面トップに大きく報道されている。一面では「嫌がらせに疲れた」ことが訴え取り下げの理由である。社会面には、「非難・中傷」という重圧を受けて「生活も奪われた」という原告の言い分がより一層明確にされている。「釈然としない」という被告側の感想には、原告が相談もなく訴えを取り下げたことへの戸惑いがうかがわれる。今後どうなるのかという疑問に答えているのが、被告が訴えの取り下げに同意すれば判決の効力は失われるが「判例としては残る」、という小さな見出しである。

②「朝日」

\* 一面(トップ)…「原告 訴えの取り下げ」、「いやがらせ・職失う」、「隣人に賠償判決の幼児水死」

\* 社会面…「正体不明の声に脅かされ」、「氣力を失い沈む原告」、「行政責任不問も不本意」、「おかしかった訴訟ざた」

原告が訴えを取り下げたことが、一面トップに大きく報道されている。訴え取り下げの理由として挙げられているのは「いやがらせ」のために「職を失った」という原告の言い分である。社会面では、「行政責任」を不問にした判決に不満があつたにもかかわらず、「正体不明の声」に脅かされたために原告が訴えの取り下げを余儀なくされた事情が明示されている。それに対する被告側の感想を示すのが「おかしかった訴訟ざた」という見出しである。一面に社会面にも「勝訴」の原告という言い方はない。記事のなかには「一部ながら勝訴した原告」とある。原告側、被告側双方の訴訟代理人の話は、一面ではそれぞれ「後味の悪い裁判」、「訴訟勧める気はない」とあるが、社会面では、「非常に親密な交際と原告」、「近所付き合ひだけと被告」と、双方の言い分の食違いが対比されている。「私はこう

説 見る」に登場した五人の識者の批評は、「正義装い弱者いじめ」、「現代社会の病弊の現われ」に集約されている。訴えの取り下げの効果への言及は見出しにはない。

③「毎日」

\* 一面…「原告が取り下げ」、「いやがらせに耐えられぬ」、「隣人訴訟」

\* 社会面…「ひどい匿名非難の洪水」、「一方的に『オニ、死ね』」、「原告の山中さん 職も替える」、「個人意思つぶす社会怖い」

原告が訴えを取り下げたことが、一面中央にかなり大きく報道されている。見出しには「勝訴の原告」という言い方はない。記事のなかにも「勝訴」も「一部勝訴」もない。訴えを取り下げた理由は、一面では「いやがらせ」に耐えられなかったことであるが、社会面では、一方的に「オニ、死ね」と言うなど「ひどい匿名の非難の洪水」が原告に押し寄せたことと「職」を替えざるをえなかったことである。識者の反応は、「個人意思つぶす社会怖い」という見出しに集約されている。見出しをみても、訴えの取り下げの効果はわからない。

④「中部読売」

\* 社会面…「勝訴夫婦に世間非情」、「ひきょうだ 無形の暴力」、「裁判は続けられない」、「非難中傷の手紙や電話 家業にも支障」、「訴訟取り下げる」、「預けた幼児水死」

「世間」が非情にも「勝訴の原告」に「非難・中傷の手紙や電話」を寄せたために、原告夫婦がもはや「裁判は続けられない」として訴訟を取り下げたことがわかる。「勝訴夫婦」に付いている留保は、無条件の「勝訴」ではないことを暗示している。「家業にも支障」が出たという見出しにも、原告の受けた被害の深刻さが示唆されている。「隣人訴訟こうみる」という解説では、非難・中傷の手紙や電話は「ひきょう」で「無形の暴力」に等しいという識者

の意見が強調されている。

つぎに全国版(東京本社版)の「朝日」、「毎日」、「読売」を取り上げることになろう。参考までに「日経」「サンケイ」「熊日」も合わせてみることにする。

⑤「朝日」

\* 一面(トップ)・・・「勝訴の両親が訴え取り下げ」、「いやがらせ殺到 職も失う」、「子の水死 預かった夫婦に責任」、「裁判を受ける権利めぐり論議に」

\* 社会面・・・「とがった世相」、「脅しも同然の手紙」、「隣人間も「法」頼み」、「幼児水死 訴え取り下げ」

全国版の「朝日」が「勝訴」した原告が訴えを取り下げたことを一面トップに大きく報道したのは注目される。訴えを取り下げた理由は、「いやがらせ」が殺到したことと職を失ったことである。この時点で「裁判を受ける権利」への言及があるのも目を引く。社会面には、「脅しも同然の手紙」が原告宅に寄せられたことは「とがった世相」の反映であるという解釈がみられる。「隣人間も「法」頼み」とあるように、隣人紛争の解決のためにも「法」に頼らざるをえない事情も示唆されている。

⑥「毎日」

\* 社会面・・・「勝訴の原告 訴え取り下げ」、「隣人訴訟 風当たり強く」、「いやがらせ続き、職も失う」、「被告側の同意なければ、効力は生ぜず」

「勝訴の原告」が訴えを取り下げたことが社会面にかなり大きく報道されている。「風当たり強く」というのはやや和らげた表現である。訴えを取り下げた理由として「いやがらせ続き、職も失う」という原告の言い分が示されている。「隣人訴訟」に「勝訴」した原告が「いやがらせ」を受け「職も失」って訴えを取り下げたことが報道されている。

るのである。訴えの取り下げの効果については、「被告側の同意」がなければ効力を生じないという説明がある。

### ⑦ 「読売」

\* 社会面：「勝った夫婦、訴訟取り下げ」、「隣人裁判 また波紋」、「嫌味の電話、日に三〇〇件」、「仕事も失い生活ピンチ」

「勝った夫婦」が訴訟を取り下げたことが、大きく報道されている。訴えを取り下げた理由は「嫌味の電話」が日に三〇〇件も寄せられたことと仕事を失ったことである。訴え取り下げの効果については「相手が同意すれば判決消滅」と小さな見出しがある。「私の意見」に紹介されている識者の意見は「怖いヘンな正義感 もともと裁判になじまない」に代表されている。

### ⑧ 「日経」

\* 社会面：「勝訴の両親、訴え取り下げ」、「匿名中傷電話耐えられない」、「幼児 水死の隣人訴訟」、「被告同意なら判決宙に」、「乱訴」と「人情」ぶつかる」、「調整役いない時代の不幸」

「勝訴の両親」が訴えを取り下げたことが大きく報道されているが、一面の扱いではない。訴えを取り下げた理由として示されているのは「匿名中傷電話に耐えられない」という原告の言い分である。この訴えの取り下げには「乱訴」と「人情」のぶつかりあいがあり、隣人訴訟の背景には「調整役のない時代の不幸」があると示唆されている。特定の地域の不幸ではなく、どの地域にも起こりうる時代の不幸であるという認識がうかがわれる。

### ⑨ 「サンケイ」

\* 社会面：「預けた親が訴え取り下げ」、「生活が破壊される」、「中傷・抗議に耐えかね……」、「預かった側、同意すれば判決失効」、「隣人の幼児水死事故」



解説には「陰湿な いやがらせの圧力」とあり、「意見あつたら名乗れ」、「法治国家として未熟」という小見出しもある。

預けた親が訴えを取り下げた理由として、「中傷・抗議に耐えかね」たことに加えて、このまま訴訟を続ければ「生活が破壊される」という原告の言い分が挙げられている。記事内容には、自ら姿を隠したまま一方的な攻撃によつて原告をここまで追い込んだ行為こそ、アンフェアで犯罪行為といえまいか、という認識が示されている。

⑩「熊日」

\*社会面…「原告、訴え取り下げ」、「非難・中傷に耐えかね」、「善意の子供預かり賠償訴訟」

「勝訴」の原告という見出しはない。訴えを取り下げた理由は「非難・中傷に耐えかね」たことである。

訴えの取り下げについての以上の報道にはどのような特色がみられるだろうか。まず第一は、どの新聞も「隣人訴訟」の原告が訴えを取り下げたことをきわめて大きく報道していることである。とくに「中日」と「朝日」は朝刊一面トップ扱いであり、「毎日」と「中部読売」も一面中央扱いである。注目に値するのは、全国版の「朝日」も「隣人訴訟」の取り下げを一面トップで大きく報道していることである。その他の全国紙も社会面にかんがりの紙面を割いて訴えの取り下げを報道している点では共通である。「中日」、「朝日」、「毎日」、「読売」がこぞつて、訴えの取り下げを直ちに社説で論評したことから、この事件への各新聞の関心の大きさがわかる。

第二は、「勝訴の両親」（「朝日」、「日経」）、「勝訴の原告」（「毎日」）、「勝訴夫婦」（「中部読売」）、「勝った夫婦」（「読売」）というように、原告が勝訴した判決だったという認識を示した見出しが多いことである。訴えの取り下げを報道するに際して、原告が「勝訴」にもかかわらず非難・中傷という「いやがらせ」を受けたために訴え自体を取り下

げたことが、この事件の異例性として報道価値を高めたことがうかがわれる。原告は損害の三割しか認められず、行政の管理責任の落ち度も認められなかったにもかかわらず、原告の「一部勝訴」とか「実質敗訴」といった見出しはどの新聞にも全く見出せない。

注目されるのは、「朝日」と「毎日」には「勝訴」の原告ということばがないことである。「サンケイ」も「預かった親」といい、「熊日」も「原告」というだけである。全国版の「朝日」と「毎日」の場合には、「朝日」と「毎日」に比べると、新聞記者がこの事件の特色をより一層きわだたせるような見出しを付け、それによって読者の注意を喚起しようとしているという印象を与える。全国紙では、事件の説明に充分な紙面を割けないだけに、かえって見出しに新聞記者の常識的な解釈枠組みが強く出るのはないか、と推測される。

第三は、どの新聞も例外なく原告が訴えを取り下げた理由を明確に示していることである。しかも、原告の言い分はカギ括弧付きで示されている。「嫌がらせに疲れた」(「中日」一面)、「生活も奪われた」(「中日」)、「いやがらせ殺到、職も失う」(「朝日」一面)、「いやがらせに耐えられぬ」(「毎日」一面)、「いやがらせ続き、職も失う」(「毎日」)、「匿名中傷耐えられない」(「日経」)、「生活も破壊される」(「サンケイ」)はその例である。その意味では、訴えの取り下げの見出しは原告の言い分に忠実であるのは明らかである。

第四は、原告被告双方の言い分が、判決報道のとき以上に、訴訟代理人を通して紹介されていることである。原告が「いやがらせ」により訴えを取り下げたことがどのような社会的意味をもつのかを検討しているのが「社説」である。

第五は、訴えの取り下げ報道でも、隣人夫婦が幼児を「好意で預かった」ことは前提されたままである。もともと判決報道の場合とちがって、「好意で預かった」という認識は見出しにはほとんどうかがえない。「子の水死、預かっ

た夫婦の責任」(「朝日」)はその例外である。しかし事件の説明を読むかぎり、隣人夫婦が子供を預かったという事実は依然としてほとんど疑われていないのである。

## 2 訴えの取り下げに対する同意についての報道

被告夫婦はすでに三月一日に控訴していたが、原告夫婦が訴えを取り下げた直後も、被告訴訟代理人は「原告が訴えを取り下げたと知って驚いている。取り下げに同意したら、原判決は判決例として残ってしまうので、私としては控訴審で争いたいと思っている」と述べていた。原告の訴えの取り下げがテレビやラジオで報道された後、被告宅には「取り下げに応じずに最後までがんばってほしい」などの匿名の激励電話が数本かかったという。原告が訴えを取り下げたことが報道されると、それまで激励が寄せられていた被告夫婦に対して、一転して匿名の非難・中傷が向けられるようになった。その結果、被告夫婦も、訴えの取り下げに同意することになる。

記事には四つの理由が挙げられている。①被告夫婦があくまで控訴して争うという姿勢を示すと、被告夫婦に対して「人殺し」といった非難・いやがらせの電話が寄せられたこと、②近所の人に「深追いはほしくないがよい」と忠告されたこと、③何十通もののがきや手紙が来たが、そのなかにはカミソリを同封し「このカミソリで死ぬ」というものもあったこと、④右翼団体を名乗る人から「さん殺してやる」と脅迫されたこと、である。これらの理由により、被告夫婦もついに九日に原告夫婦の訴えの取り下げに同意することにし、一〇日に裁判所に同意書を提出した。他の被告である市、国、県、建設会社も、訴えの取り下げに同意したので、この判決ははじめから効力のないものになった。各新聞の記事の内容は、標準的にはつぎのような内容から構成されている。①被告夫婦も九日に訴えの取り下げに同意したこと、②訴えの取り下げに同意した理由、③被告夫婦に対するそれまでの激励が非難に変わったこと、④判

説 決は記録として残るが、最初から効力のないものになったこと、⑤匿名のいやがらせによる訴えの取り下げで、「隣人訴訟」が終結したことについての感想・疑問等、である。さらに⑥原告被告訴訟代理人のコメント、⑦両夫婦が訴訟で争うまでの経緯と両者の言い分の違い、⑧識者の見解などを掲載したものもある。

それでは訴えの取り下げに対する被告夫婦の同意はどのように報道されているかを見出しを手がかりにみてみよう。いずれも、三月一〇日朝刊の新聞記事である。なお、市、国、県、業者の同意についての記事は、三月一日の朝刊にあるが、その扱いは小さいので、ここでは被告夫婦の同意についての記事をおもに取り上げる。

### ①「中日」

\*社会面…「被告も取り下げに同意」、「電話攻撃に疲れた」、「鈴鹿市の幼児水死隣人訴訟」、「国、県などの同意微妙」

さらに別の頁には、「残ったのは心の傷」、「電話世論で閉廷」、「被告も原告もクタクタ」という見出しの関連記事がある。原告の訴えの取り下げといい、それに対する被告夫婦の同意といい、「電話攻撃」を受けたためで、「電話世論」が被告と原告をクタクタに疲れさせたことが示されている。「残ったのは心の傷」という見出しは、最終的になんの解決ももたらされなかったやり場のなさを象徴している。原告被告双方が被った被害への同情が感じられる。

### ②「朝日」

\*社会面…「激励が一転非難へ」、「不本意だが……と被告」、「いやがらせ続く」、「両者の主張理解もせず」、「隣人訴訟の取り下げ」

いままで被告に寄せられていた「激励」が一転して「非難」に変わったので、被告は不本意ながら訴えの取り下げに同意したことがうかがわれる。原告被告の「主張」を理解しないで「いやがらせ」が続けられていることも示唆さ

れている。記事の内容には、数多くの電話・手紙が果たして裁判の経過、原告被告双方の言い分を充分に知った上のものだったか疑問だという指摘もあれば、激励した人たちも「勘違い」していたという指摘もある。あらためて両者の言い分の違いが、預かったかどうかも含めて、かなり詳しく解説されている。

③「毎日」

\* 一面(左上)：「隣人訴訟は『取り下げ』」、「被告側も同意」、「波紋の判例残し」

\* 社会面：「隣人訴訟『傷だらけ』の幕切れ」、「悪意の攻撃、被告にも」、「これまでの激励電話一変」

一面(左上)には、被告も原告の訴えの取り下げに同意したために、「隣人訴訟」は「取り下げ」によって終結し、「判例」としてだけ残ることになったことが示されている。社会面には、判決直後から、原告に対しては匿名の非難・中傷が、被告には激励が寄せられていたが、原告が訴えの取り下げの手続きをとったことが報道されると、これまでは一変して、被告にも匿名電話による「悪意の攻撃」が寄せられることになる。しかも、近所の人から「これ以上続けるのは人情に反するのでは」と助言されたことも、訴えの取り下げに同意した理由のひとつである。「識者に聞く」という欄には、「裁判無視につながる」、「投書などの方法はあるはず」という見出しがある。

④「中部読売」

\* 社会面：「被告が取り下げ同意」、「隣人訴訟やりきれぬ結末」、「一転、非難の匿名電話」、「疲れ果て寝込んだ奥さん」、「そして心に深い傷だけが残った」

被告夫婦が原告の訴えの取り下げに同意したことは、訴えの取り下げの報道とほぼ同じ大きさで、報道されている。「一転、非難の匿名電話」は、判決報道直後には被告には激励が寄せられていたことを示唆している。ふたりの識者の見解を載せ、原告被告の「心に深い傷」を残した「隣人訴訟」の「やりきれぬ結末」を確認した記事になっている。

## ⑤「朝日」

\* 社会面：「取り下げに同意」、「子供預かった夫婦も」、「隣人訴訟」

一面トップ扱いで報道された訴えの取り下げと大きく異なり、被告夫婦が訴えの取り下げに同意したことは社会面にかなり小さく扱われている。原告が世間の匿名反応によって訴えの取り下げを余儀なくされたときに、訴えの取り下げ事件の問題性はほぼ出尽くしたという認識があると推測される。

## ⑥「毎日」

\* 社会面：「被告側も控訴取り下げ」、「こちらにも いやがらせ電話相次ぐ」、「隣人訴訟」

訴えの取り下げの報道に比べると、この同意についての報道はかなり小さな扱いである。「いやがらせ電話」が被告にも相次いだために、被告も「控訴」を取り下げたことが示されている。「控訴取り下げ」という見出しは被告がすでに控訴していたことを示している。訴えの取り下げに同意したというのが正確な報道であるが、それだけでは表わせない被告の不本意性の思いがこの見出しに示されているのかもしれない。

## ⑦「読売」

\* 「被告が取り下げに同意」、「激励一転、非難の電話」、「隣人訴訟やり切れぬ幕切れ」、「疲れ果て、寝込んだ奥さん」

「読売」は『中部読売』とほとんど同一の見出しである。「激励」電話が一転して「非難」に変わり、寝込むほどに被害を受け、被告が訴えの取り下げに同意したことが示されている。「精神的リンチだ」という小見出し付きで識者の意見が掲載されている。

## ⑧日本経済新聞（社会面）

\* 社会面…「中傷電話こちらにも」、「被告夫婦、取り下げ同意」、「幼児水死隣人訴訟」

原告が非難・中傷に耐えかねて訴えを取り下げた後に、被告にも「中傷電話」が寄せられたために、被告がそれに同意したことが、小さな記事にまとめられている。

⑨ 「サンケイ」

\* 社会面…「訴え取り下げ同意」、「一転預かった夫婦もいやがらせ」、「幼児水死事故」

「激励」が一転して「いやがらせ」に変わったために、被告も訴えの取り下げに同意したことが示されている。

⑩ 「熊日」

\* 社会面…「被告も取下げ同意」、「隣人裁判」、「波紋残し終結へ」

被告が訴えの取り下げに同意したことによって、「隣人裁判」が波紋を残したまま終結へ向かうことが示されている。「波紋」には、それほど深刻な事態であるという響きはない。

訴えの取り下げに対する被告夫婦の「同意」についての以上のような報道からどのような特色が読み取られるだろうか。

第一は、当然のことであるが、訴えの取り下げに対する同意についての報道は、訴えの取り下げ報道の続報として受け止められていることである。そのためか、訴えの取り下げに比べると、扱いはかなり小さい。「非難の匿名電話」、「電話攻撃」、「いやがらせの電話」、「悪意の攻撃」、「中傷電話」など見出しのことは多様であるが、それが原因で訴えの取り下げに被告も同意したことがおもに社会面で比較的小さく報道されている。訴えの取り下げに比べて極端に小さく報道したのは「朝日」である。それほど扱いが変わらないのは「中部読売」と「読売」である。

第二は、「世間」の反応が「激励」から一転して「非難」に変わったことに注意を促していることである。このよ  
うな「世間」の反応の変化が新聞の論調によるのではないかという反省はまだ全くみられない。

第三は、「隣人訴訟」の「やりきれない幕切れ」を読者に提示していることである。原告被告双方がいやがらせの  
電話で深い「心の傷」を負ったことが示されている。なぜこんなことになったのかの説明は解説の記事のなかにある。

第四は、「朝日」に「両者の主張理解もせず」とあるように、激励・非難した人々と原告被告（紛争当事者）との距  
離の大きさが示唆されていることである。紛争当事者と第三者との乖離の大きさはほとんどの紛争事例にみられるが、  
「隣人訴訟」事件もその例外ではない。

それではつぎに、訴えの取り下げに対する市、国、県、建設会社の「同意」はどのように報道されているかを、  
『中日』と『朝日』についてごく簡単にみておく（三月一日の朝刊の記事）。記事の内容を構成するのはつぎのよう  
な事項である。①判決で勝訴していた国、県、市、建設会社も十日に原告の訴えの取り下げに同意したこと、②この  
訴訟は全部の原告被告間ではじめから裁判がなかったことと同じになったこと、③国、県、市は協議して「行政責任  
無し」という判決をあえて確定する必要はなくなったとして取り下げに同意することにしたこと、④業者もこの結論  
に従うことにしたこと、⑤訴えの取り下げに同意した理由、⑥訴訟ははじめからなかったのと同じになり、判決は効  
力を失うことの説明、などである。

なお、訴えの取り下げに同意した理由として挙げられているのは、『中日』では、判決は判例として残り、こうし  
たケースでは国、県、市の池の管理の指針になることと、子供を亡くした原告夫婦らの心情を考慮したこと、『朝  
日』では、「社会的反響の緩和」と「子供を失った原告と、被告の心情を考慮」したことである。見出しはつぎのと  
おりである。



- ① 「中日」社会面…「国・県なども同意」、「判決、効力失う」、「隣人訴訟取り下げ」
- ② 「朝日」社会面…「国など四者も同意」、「原告被告の心情考慮」、「幼児水死事故訴え取り下げ」

### 3 社説にみる訴えの取り下げ

各新聞は「隣人訴訟」の原告が訴えを取り下げたことを直ちに社説で論じたことは注目される。社説が掲載されたのは、被告がまだ原告の訴えの取り下げに同意していない時点であったが、社説の内容は訴えの取り下げ事件の全体をふまえていると言つてよい。「中日」、「朝日」、「毎日」、「読売」の各社説は訴えの取り下げをどのように論評しているだろうか。四つの社説にほぼ共通な内容はつぎの六つにまとめられる。

第一は、直ちに社説で取り上げたことによつて、「隣人訴訟」の原告が「いやがらせ」を受けて訴えを取り下げたことは重大な事件であるという認識が示されていることである。しかも、各社説は、この事件を日本社会のある局面を象徴するものとして受けとめている。「中日」は「伝統的社會の未熟な部分」を、「毎日」は「きわめて陰湿な、古い日本型社會のいやらしさ」をそれぞれこの事件から読みとつている。それに対して、「読売」は「現代社會の一断面」を、「朝日」はわが國の伝統的な法嫌い傾向にもかかわらず地域内部の紛争処理能力が衰われていく傾向をそれぞれこの事件にみている。

第二は、溜池を放置していた自治体等の行政責任を問いたかつたという原告の訴えの動機に対する理解が明確に示されていることである。最も共感的な理解を示しているのは「中日」と「毎日」である。「中日」は、原告の本意は「隣人を訴える」ことではなく、「危険な場所を放置しておいた公共責任を追求」することにあつたと指摘している。「毎日」は「この裁判の不幸の一つは原告の最初の意向とちがう方向へ経過が流れて行つた」とみる。「朝日」も

「読売」もなんらかの形で行政の責任を問うという原告の動機に言及してはいるものの、それほどはっきりしたものはない。

第三は、隣人にも責任があるとした判決内容にも一応の理解が示されていることである。「朝日」は「判決は法の世界では非常識なものではない」と述べているし、「毎日」は子供を預かるときにはなにかの責任を伴うという判決にも「うなずける点はある」という。「読売」にも「民事訴訟としての法のモノサシを当てればひとつの解決のかたちであるに違いない」という指摘がある。「中日」だけは、判決に「法の限界」をみているのが注意をひく。もつとも、判決内容に一応の理解が示されているといつても、全体的にみればかなりの留保があることを看過してはならない。

第四は、世間の人々が判決内容に疑問をもつたことにも提訴に違和感を抱いたことにもそれ相応の理由がある、と認めていることである。そのような疑問や違和感の受けとめ方には違いがある。「中日」は「法の限界」を指摘する形をとっているが、「毎日」は「素朴な国民感情の反映」をみている。「裁判で争うこと自体を嫌う風土」と近年の「権利意識の高まり」を考えると、今回の訴訟は「議論の分かれる内容を含んでいた」という言い方をしているのは「読売」である。「朝日」は「日本人は家庭や近隣間の問題に法が介入するのを伝統的に嫌う傾向が強い」と指摘している。各社説はいずれも、判決内容に対する世間の人々の違和感にも社会的な背景ないし理由があるとみている。第五は、原告夫婦に対する匿名のいやがらせや非難・中傷を明確に批判していることである。「中日」は「裁判上の事実だけを材料とするいささか感情的な反応」であって、ある意味では「正義感の過剰顕示」だという。「毎日」は「極めて陰湿な古い日本社会のいやらしさがもろに出てしまったもの」で、「結果的には戦前の村八分」であったと見ている。「読売」も、「全く冷静さを欠いた対応」で「暴力」と変わらない非常識だ、「現代の村八分ともいっ

き仕打ち」だ、と批判している。「朝日」は、「民主主義では、発言には責任が伴う」のであって、「自分を安全な位置におき、そこから相手の人格を攻撃する匿名のいやがらせは卑劣で、民主主義社会とは相いれない」と述べている。

各社説には、以上の五つの点ではほぼ共通の認識が示されているだけでなく、それぞれの特色も見出される。「中日」は判決の論理に、「法の限界」をみるとともに、原告の訴えの動機に依じて「国や自治体などの過失責任を追及できなかった判決」に疑問を呈している。判決への批判が原告の訴えそのものへの批判になってしまった、というのが「中日」の分析である。法の論理と世間の常識とのずれに着目し、判決内容そのものへの批評に重きを置いたところに、その特色がある。

「毎日」は判決に対する世間の非難・中傷の内容分析を、原告批判と裁判官批判に区別している。匿名のいやがらせは「古い日本型社会のいやらしさ」を露呈したというのがその分析である。都市部でのあたたかい、無責任でない、節度のあるつきあい方が求められるという問題提起がその締めくくりとなっている。

「読売」は、原告への匿名の非難・中傷は非常識な暴力と何ら変わるところがないと批評している。そして非難・中傷の動機や内容を分析するよりも、もつと一般的に、過剰反応による訴えの取り下げという異例の事態にわれわれの社会の「未熟さ」を読み取っている点が、「読売」の特色である。人間関係も法についての考えも一人一人が成熟させていかなければならない、という提言がみられる。

「朝日」は、日本人の伝統的な法嫌い傾向にもかかわらず地域内の紛争処理能力が失われつつある、と分析したうえで、いやがらせの原因は近隣紛争を法や裁判に訴えることへの抵抗感が根強い点にあったという。原告夫婦の「裁判を受ける権利」を尊重し、民主主義と相いれない卑劣ないやがらせをせずに、広い視野で今回の訴訟を見守る度量を世間の人々に求めている。伝統的な法嫌い傾向および地域内紛争処理能力の減少傾向と、「ごくあたり前の紛

説 争解決の「手段」としての「法と裁判」像とを合わせて示しているところに、「朝日」の特色がある。

論 このように、各社説に共通な側面と各社説に特徴的な側面とがみられるが、いずれの社説も訴えの取り下げの主要な論点を限られた紙幅のなかでバランスよく説明しようと試みている。

これらの社説の一般的意義は四つにまとめられる。第一は、原告の提訴の動機、判決の論理、判決報道後の社会的反応をバランスよく論じることによって、社説がこれまでの判決報道の「偏向」を事実上修正する役割を果たしていることである。社説では、溜池の管理責任の落ち度をも問いたかったという原告の提訴の動機にも、隣人の責任をも認めた判決にも、一応の理解が示されているのである。

第二は、匿名の電話や手紙・はがきを誘発したのは新聞の判決報道の仕方であったという反省は、各社説のどこにもみられないことである。さらに、いずれの社説も、事故発生から提訴までの紛争過程には全く言及していない。そのような紛争過程は社説の主題にはなりにくいことによるものと思われる。

第三は、各社説が、訴えの取り下げを日本社会のある局面の現われとして解釈していることである。伝統社会の現われとみるか、現代社会の現われとみるかには違いがあるが、同時代の日本社会の広い文脈のなかで「隣人訴訟」事件を解釈する必要があるという認識は、各社説に共通である。各社説は、この「隣人訴訟」事件はただ単に特定の地域の特定の近隣紛争ではなく、同時代の日本社会のどこにでも生じうる普遍的な近隣紛争であると考えているのである。これが各新聞にこの事件がこれほど大きく報道された理由だと思われる。

第四は、いずれの社説も、訴え自体の取り下げを教訓にして今後に向けた提言を掲げていることである。「朝日」は私たちが法や裁判をこく当たり前の紛争解決の「手段」とみなすようになること、「裁判を受ける権利」が尊重されるようになることを期待している。「毎日」は無責任ではない、あたたかくて節度のあるつきあい方の探求を提唱し

ている。新しい社会的ルールの確立を目指しているといつてよい。攻撃的な非難中傷という非常識な「暴力」にわたしたちの社会の「未熟さ」をみる「説売」は、人間関係の成熟と法についての考え方の成熟を求めている。それらの社説に比べると、「中日」はこの「隣人訴訟」事件の判決そのものに問題をみている。問われるべきは国や自治体などの過失責任を追及できなかった判決であつたという指摘にみられるように、「中日」は判決のあり方に改善の方向を求めている。

注

(1) 中日新聞の座談会では、原告側弁護士は、原告夫婦が訴えを取り下げた理由のひとつとして、某週刊誌の記者から執拗な取材攻勢を受け、取材に応じないとその記者から「あれは共産党員じゃないか」と近所に触れ回られるといういやがらせを受けたことも挙げている。

(2) 森島昭夫氏は「おそらく普通の裁判でしたら三割しか認めてもらえなかつたら実質敗訴ということですね」と述べている。このような訴訟によつて損害賠償を取れるはずはないという新聞記者の予想に反して、ともかく責任が認められ、三割であつても五二六万円が認められたので、勝訴という報道になつたのではないか、というのが氏の推測である。三割であれ責任が認められたことは「一部勝訴」とも言われうるであろう(星野英一編『隣人訴訟と法の役割』(有斐閣、一九八四)三六頁―四一頁参照)。なお、記事のなかで「一部ながら勝訴した原告」と明確に述べているのは「朝日」だけである。

(3) 社説の内容が判決報道の「偏向」の事実上の修正として解釈できるということであつて、社説が意図的にそれまでの判決報道の「偏向」を反省しているわけではない。社説のなかには、それまでの報道を反省する表現は少しもみられないからである。

#### IV 訴えの取り下げ事件後の新聞報道

訴えの取り下げ事件の直後に、この「隣人訴訟」の提起、判決とその後訴えの取り下げという一連の過程がどのような問題を提起したのか、なにが本当の争点であったのかを検証しようという特集記事・解説記事が各新聞に掲載されている。それらは事件報道に追われて書かれたのではなく、明確な意図のもとに企画されている。「隣人訴訟」事件を訴えの取り下げで終わらせてはならない、という意図が各記事に共通である。それらの記事のなかで重要なものを取り上げ、なにが明らかにされているかをみておきたい。

##### 1 「匿名の反応」を相対化する試み

ここでは、三つの記事が重要である。それらはそれぞれ責任ある反応、隣人関係のあり方との相関、近隣紛争の社会的背景を取り上げている。

- ① 「隣人訴訟」(中日新聞昭和五八年三月一二日)
  - ② 坂巻照「記者の目」(毎日新聞昭和五八年三月一二日)
  - ③ 米山俊直「幼児水死の訴訟騒ぎをめぐって」(朝日新聞昭和五八年三月一四日)
- ①は、ボランティアの母親たちが「隣人訴訟」事件をどのように受けとめているかを取材した家庭欄の特集記事で

ある。ボランティア活動を後退させたり萎縮させたりしないようにするにはどうしたらよいか、を明らかにしようとしている。「隣人の善意」が裁かれたことに反発する声や隣人に重荷を負わせることになるので気軽に頼めなくなるという声だけでなく、子供を預かる以上責任が伴うという声も集められているのが注目される。「好意やボランティアの行為から出た事故であっても、責任が伴って当たり前」という女性弁護士の見聞もあれば、「村八分のような世間の反応は許せない」という人権擁護委員会長の声もある。地域保育のリーダーは「この裁判には、かみそりのような切れ味の法律と温かい近所づきあいの、二つがかみあわさった判決がほしかったのに」と述べている。この母親は「安全には細心の注意をして、なおそのうえに万が一、事故が起きた場合には、隣同士の信頼関係にゆだねて解決していきたい」ともいう。子供を預かる託児ボランティアの会は「原告と被告が手を取り合って、行政に安全対策を迫ればよかったのに」と述べている。「隣人の親切やボランティアの善意といえども、人命を預かる責任が伴う」のであって、この「隣人訴訟」判決をその責任に対する警告と受け止めるべきだというのは日本福祉大学の児島美津子氏である。氏は、危険個所については公共団体に対策と補償を求め、ボランティア活動では全国社会福祉協議会の「ボランティア保険」や全国子供会連合会の「子供会賠償責任保険」への加入を勧めている。賠償の責めを個人に負わせると助け合いや活動が敬遠されるからである。「近隣社会が、もろい核家族の集まりだからこそ、お互いの責任感と思いやりにあふれた助け合いを」という。そこで児島氏はつぎの点を確認している。第一は、善意からの行為も人命を預かる責任を伴うこと、第二は、個人に賠償責任を負わせると、助け合いや善意のボランティアは敬遠されること、第三は、個人に賠償責任を負わせるよりも、「ボランティア保険」や「子供会賠償責任保険」で対応する方がよいこと、第四は、危険な個所については自治体の管理責任を問う方がよいこと、である。これら四つは「責任あるボランティア活動」を可能にする現実的な条件であるといつてよい。

②は、毎日新聞の編集委員が「隣人訴訟」事件についての見解を述べたものである。坂善氏は「原告を批判するだ  
けでいいのだろうか」と、原告を非難した匿名の電話・手紙に対する疑問を呈している。氏はこの事件の背景に、  
「信頼関係がないままに、『助け合いムード』や『ボランティアのすすめ』が上滑りしている社会の現実」をみてい  
る。原告に対する世間の非難をそのまま認めるわけにはいかないという想いが、ここには込められている。表面的な  
付き合いがなければ、軽い気持ちで助け合うつもりが、憎み合いに変わることもありうる、と氏は考える。信頼関  
係があれば「裁判という手段に訴えることもないだろう」というとき、氏はこの「隣人訴訟」事件では、隣人間の信  
頼関係が損なわれたから、原告が裁判という手段に訴えたのではないかと示唆している。隣人を訴えたことを直ちに  
非難するまえに、隣人間に信頼関係があつたかどうかを問わねばならない、ということになる。すでに信頼関係のな  
い近隣社会になつてゐるのに、隣人間の助け合いだけを強調することは助け合いを強要することになりはしないか、  
というのが氏の疑問である。氏は冷静に現在の隣人関係の実体に人々の注意を向けようとしている。

③は、文化人類学者の米山俊直氏が新聞社の依頼に依つて、「隣人訴訟」事件を手がかりにしながら近隣社会のあ  
り方について書いたものである。<sup>1)</sup>「隣人訴訟」事件の背景には地域社会のあり方の大きな変化があるという認識が氏  
にはある。古い集落のむらつきあいや町内の交際のルールが崩れたのに、まだそれに代わる新しいつきあいのルール  
ができあがつていない、というのが米山氏の認識である。だから、「古い助け合いの伝統を身につけた人たちと、近  
代的合理性を信奉する人たちとの間には、摩擦が生まれ、紛争をまねきかねない」のである。いやがらせについて、  
米山氏は「隣人の善意に責めを負わせた非情な法律に、匿名のかくれみので、世間が抵抗したのである。それが機能  
を失つた近隣社会の代理をしたともいえる」という。氏は一方では「古い助け合いの伝統」と「近代的合理性」との  
摩擦、あるいは「非情な法律」と「世間(の常識)」との対立という枠組みに立つて、「幼児を預かつた隣人夫婦にも



責任があるとして賠償を命じた判決は、世間の常識とずれていた」という。他方では、古い集落のむらつきあいは崩壊しているのに、新しいルールが形成されていない、だから新しいルールが形成されるまでは、さまざまなギクシヤクした動きは不可避である、という見方も氏にはある。

以上のように①②③はそれぞれの仕方、「匿名の反応」を相対化する試みとして読むことができる。①は「責任と協調を結ぶ隣人関係を築こう」という母親たちの声を引き出している。判決に対する「世間」からの責任ある反応を紹介している。そのなかでも、ふたつの見解は重要である。ひとつは、子供を預かる以上責任を伴うこと、預かる人は「細心の注意」をしても「万が一」の事故は起こりうるから、そのときは「信頼関係」による解決を目指したいという見解、もうひとつは、善意の行為も人命を預かる責任を伴い、「万が一」の事故には「ボランティア保険」や「子供会賠償責任保険」で対応するという見解である。「信頼関係」による解決と「保険」による賠償は相補的であるのではないかと推測される。地域保育のリーダーらは責任をもって預かることを重視しながら、「万が一」の事故に備えようとしている。ただ単に善意の「近所付き合い」をムード的に説けば足りるわけではないのである。責任をもって子供を預かる人々の見解が明示されたことの意義は大きい。②はムード的に「信頼関係」を説く人々をやや控えめに批判しながら「近隣関係」の実体に目を向けよと主張している。ムードではなく信頼関係の実体こそが大切だからである。すでに近隣社会から信頼関係は失われているのではないかという。だから提訴もやむを得ないとまでは述べられていない。③は「隣人訴訟」事件が特殊な近隣紛争ではなく、その社会的根拠が普遍的に存在していることを説明しようとしている。いずれも「隣人訴訟」の判決報道に対する「匿名の反応」を相対化しながら、今後「隣人訴訟」事件の提起した問題を社会的に受けとめるために必要な方向を示唆している。

## 2 「隣人訴訟」事件そのものの再検証

訴えの取り下げ事件に対する反省を促し、「隣人訴訟」事件そのものの再検証を試みた注目される記事がいくつかの新聞に掲載されている。そのなかでも、とくにつぎの五つの記事が重要である。

- ④ 「追跡隣人訴訟(上) (中) (下)」(サンケイ新聞昭和五八年三月一四、一五、一六日)
- ⑤ 長倉記者「記者の目」(毎日新聞昭和五八年三月一九日)
- ⑥ 座談会「隣人訴訟の残した教訓」(中日新聞昭和五八年三月二四日)
- ⑦ 原告訴訟代理人「わたしの言い分」(朝日新聞昭和五八年三月二八日夕刊)
- ⑧ 被告訴訟代理人「わたしの言い分」(朝日新聞昭和五八年四月四日夕刊)

これらは総じて「隣人訴訟」事件そのものがなんであったのか、なにがその争点だったのかを本格的に解明しようと試みている。④は隣人間に一体なにが起こっていたのかを再現しようとした意欲的な試みである。これは、判決報道ではよくわからなかった近隣紛争の社会的実体の理解を助けてくれる。⑤は現場で取材した記者がこの事件をどのように受けとめて記事を書いたのか、その後、この事件が提起した問題性をどのように考えているかをよく示している。⑥は名古屋大学の森島教授、原告被告双方の訴訟代理人(弁護士)による鼎談であり、⑦は原告側訴訟代理人に対する、⑧は被告側訴訟代理人に対する新聞記者のインタビュー記事である。これらの記事を、できるだけいいねいに説明しておきたい。

## ④ 「追跡隣人訴訟(上) (中) (下)」

「追跡隣人訴訟(上)」は「裁判の前になにがあったのか」を明らかにしようと試みている。<sup>(2)</sup>原告と被告の主張の違いが詳細に明らかにされている。「Aちゃんの通夜、告別式とYさん夫婦は連日、Xさん方を弔問した。泣きながら頭を下げるYさんを近所の人が見て」いるが、その後の主張に食い違いがある。原告側弁護士は「Xさんの方とシヨックで寝込んでいたXさんの奥さんは、シヨックから回復してから、「Aちゃんが死んだ時の模様をYさんにもう一度確認に行つたさい、Yさんはドアにカギをかけて出て来なかった。直後には「申し訳ない」と謝つたのに逃げ始めた。また、他人に「Xさんにしつこく責められる。Xさんはまだ若いのだから、また子供をつくれればいい」と話すなど責任のかけらもうかがえなかった。これで怒り心頭に來たんです」。それに対する被告側弁護士の反論はこうだ。「訴えを起こすまで、XさんからYさんに相談はなかった。「また産めば」などと言つたことはない」、「相談してくれば解決のしようもあった」と。このような両者の主張の違いから、記者は「どこかでボタンを掛け違ふ事態があった」ことを確認している。Xさんはすでに八月には弁護士にYさんを相手取る訴訟を依頼していた、という指摘も重要である。原告側弁護士は「事前の交渉なしに訴訟に踏み切つた」理由を問われて、「Xさんの言い分だと、Yさんの態度が硬く話にならない、と判断したからだ」と答えている。「掛け違えたボタンを正そうとする「大人の努力」がどれほどあつたか、双方とも口を閉ざしている」という締めくくりの文章は、記者の疑問がまだ氷解していないことを示している。

「追跡隣人訴訟(中)」は裁判の争点は何であつたかという問いに応えるものである。原告側弁護士によれば、原告が訴訟に踏み切つた動機はこうだ。「子供を死なせたYさんに誠意がなく、開き直つた感じだつた。これでは話にならない。責任の所在を明らかにするためYさんを相手取つて訴訟を起こしたのです」と。さらに「その後、Xさんが子供を事故で失つた親でつくる「子供を危険な環境から守る会」に加わつて活動するうちに次第に行政の責任追及の

比重が重くなつてい」つたという。

原告が最初に訴えたのは隣人夫婦と市で、五四年になつてから国、県、業者を被告に加えている。「当初は、Yさんへの感情が先行していた」という事実の確認は重要である。被告側弁護士によれば、被告夫婦は事前になんの連絡もなく訴えられたという。両当事者は「五年三か月にわたり口頭弁論も三十回近くを数えたが、両者はしばしば感情的に對立、法廷外でも口をきくことは決してなかつた」<sup>(3)</sup>。

この訴訟の争点は、Xさんが子供を法的に「預けた」のかどうかであるが、それを立証するために、原告側は「両家がいかに親密だったか」を主張した。親密であれば預かるだろうと裁判官が判断すると思つたからである。しかし被告側弁護士は「他の隣人と同じように普通のつきあい。物はもらつたが、断つては悪いと思つたからで、お返しもしている。格別親しかつたわけではない」と反論する。近所の主婦も出廷して「プレゼントは親密さの証明にはならない」と証言している。提訴後に近所づきあいがギクシャクしたという近所の主婦の証言も重要である。「一方の奥さんと話しているのを、もう一方の奥さんに見られないかいつもヒヤヒヤ。息のつまる緊張の連続で、フランクなご近所づきあいはできなくなりました。訴訟から一年四か月後に、Xさんが引越した時は心からほつとしたものです」。この訴訟提起が近隣社会に深刻な影響を与えたことがうかがわれる証言である。

「追跡隣人訴訟(下)」の意図は「戦い」が終わつて両者に残つたものはないかを検証することである。原告側弁護士が「まだ若いだからまた産めばといわれた」という伝聞の真偽を確かめずに、「Yさんは誠意がない」として原告のいうまま抜き打ち訴訟に踏み切つた」のはなにゆえか、というのが小島記者の疑問である。また「Yさん宅へ三回行ったが会つてくれなかつた」という原告の言い分を受けて、「被告側にもかたくな態度がなかつたか」という疑問も示されている。さらに、小島記者は、匿名電話と手紙の攻勢は決してフェアではないとしながらも、匿名の電

話と手紙が殺到したという現象に「言わずにおれない」という感情にかられた人が少なくなかった何よりの証拠」と「情にサオさずギスギス社会の悲鳴」とを聞きとっている。

裁判官が一度だけ被告側弁護士に和解を勧めたという証言も重要である。被告側弁護士は「抜き打ち的に訴えられ、勝つ見込みもあつたので即座にお断りした」という。それに対して、原告側弁護士は「あれば当然受けていた。和解となれば、請求額がゼロになることはないし、裁判を継続することの労力も節約できたのだから」と述べている。

原告側弁護士は、提訴のまえに、話し合い、調停、内容証明による請求などいくらでもチャンスがあつたのに、なぜそうしなかつたのか。原告側弁護士は原告が挙げた理由が伝聞にすぎないのに、なぜ確認しようとしなかつたのか。小島記者のこれらの疑問は依然として残されたままである。

##### ⑤長倉記者「記者の目」

長倉記者は「思いもかけぬ判決」に驚き、「隣人関係はどうなるんだ」と憂えて「どちらかといえば被告寄りの記事になつた」と証言している。氏は原告に寄せられた五二通の投書を「最初非難・中傷としてとらえていた」ことを反省し、投書した人々の気持ちをできるかぎり汲み取ろうとしている。

長倉氏によれば、「投書の反発はほとんどが隣人を訴え、金を要求したことに対するもの」である。「確かに言葉は厳しいし、中にはきかないものもあるが、投書の主はだれもみな「向こう三軒両隣」意識が根底にあり、仲よく助け合う隣人関係を望む人ばかりだ」という。その点を確認したうえで、法や裁判が万能ではない、「向こう三軒両隣」の争いごとではとくにそうだ、という。だが、この時点では、長倉記者は、原告が隣人を訴えたことにも理解を示している。わが子を突然亡くした原告に「耐える」というだけでは慰められるものではない、原告と被告の感情のこじれや行き違いを考えると訴訟はやむをえなかつた、と。だが、訴訟するにしても慰謝料としてお金を要求するしか

説  
いのか、というのが氏の疑問である。

論

隣人を訴えた原告の動機が、「一言の謝りの言葉もなかったのだ」ということならば、「被告に一言謝ってほしい」とか「慰霊碑を建ててほしい」という訴えの方が原告の意に沿うものではないか。これは精神的な意味における原状回復方式の提唱であるといつてよい。もつとも、金銭賠償は完全に排斥されているわけではない。金銭賠償は、地方自治体などに求める方がよかった、というのである。「少なくとも、まだ、隣人に金を求める訴えを起こすことに對して、違和感をぬぐいきれない日本においては、金銭賠償と原状回復の併用は検討してもよいことだろう」。これが氏の提言である。

この時点では、氏は原告が隣人を訴えたことに理解を示しながらも、隣人にお金を請求したことには違和感を抱いている。だからこそ、隣人に金銭賠償を命じた判決に對する「世間」の反発に共感的な理解を示しているのである。氏のねらいは、原告の提訴の動機にも「世間」の人々（一般の人々）の感覚にも適合する法的解決の可能性を探求することである。

#### ⑥座談会「隣人訴訟の残した教訓」

この座談会は、「隣人訴訟」の提起した問題を真正面から受けとめて、「新しい隣人関係はどうあるべきか」を探ろうという意図のもとに企画されている。<sup>(1)</sup>原告が隣人を訴えた事情、原告が訴えを取り下げ、被告がそれに同意した事情、判決の評価という三つの論点をめぐって、双方の弁護士主張が比較できるように示されている。しかも、森島教授の見解が双方の弁護士のいわば極端な主張を相対化する働きをしている。

この座談会では、まず第一に、原告の提訴の動機にかかわる二つの事実が明らかにされている。ひとつは「国や市の責任追及という目的」よりも被告との「感情のもつれ」が提訴の主たる理由であったことである。判決報道の際に

は、隣人の責任よりも危険な溜池を放置していた国や自治体の責任を問いたかったという原告側のコメントが伝えられていたので、隣人間の感情のこじれの第一次的重要性を確認する意義は大きい。もうひとつは、被告は原告に対して近所と同程度の「お見舞」をしただけだという事実である。<sup>(5)</sup>これは、事故後の両夫婦の間にどのような関わりがもたれたのかを判断する重要な手がかりになる。

第二に、マスコミの判決報道の仕方に対する原告側弁護士の厳しい批判が注意をひく。報道の仕方に対する反省は、長倉記者の「記者の目」などを例外として、ほとんど報道機関から公式には示されていなかっただけに、原告側弁護士からの批判は重要である。控訴して争いかけた弁護士は、判決報道に誘発された世間の「匿名の反応」によって傷つけられた当事者に代わって精一杯の抗議をしたものといつてよい。

第三に、双方の弁護士に共通な認識、意欲、評価が確認されうることである。情緒的な見出しをつけたマスコミ報道の仕方が社会的反応を呼び起こしたという認識、訴えの取り下げを余儀なくされたことは裁判を受ける権利の侵害だという評価、控訴して争いかけたという弁護士としての職業的意欲、である。

しかしながら、双方の弁護士の見解は、主要な法的争点についてはことごとく対立している。子供を預けたのか、預かったのか、不法行為責任があつたかどうかについても、両者の間には少しも歩み寄りがみられない。原告側弁護士は善意で預かったのだから子供が死んでも責任はないというのはおかしいと主張したのに対して、被告側弁護士は近隣者としての儀礼的あいさつに責任が認められたのでは近隣関係は崩壊すると反論しているのである。

⑦⑧原告側被告側の訴訟代理人の「わたしの言い分」

⑦のインタヴュー記事を載せるに際して、記者は近代法の責任原理を承認することが判決の是非論議の前提だと主張している。「善意」ある行為であつても必要な注意を欠いて重大な結果を招いたらその責任を問われる、というの

がその原理である。それにもかかわらず「隣人の『好意』が裁かれたことの意味は、確かに重く、衝撃的である」と氏はいう。近代的な責任原理を前提したとしても、「隣人の『好意』が裁かれたこと」は当然のことではないという認識がうかがわれる。この認識によつて「隣人訴訟」事件の踏み込んだ洞察が可能になるはずである。

原告側訴訟代理人によれば、「よそさまの幼い子を見ることになつたら、むしろわが子以上に気づかうのが、普通の人情」であつて、「そうした注意が払われてこそ好意も善意も成立ちうる」。このケースでは、「ごく簡単な注意で防げた」のに結果があまりにも重大であつた、「責任」は「動機」よりも「結果」にかかわる、というのが氏の主張である。また、被告夫婦に事故が予見可能であつたならば、市にも予見可能ではなかつたかともいう。判決に対する氏の不満は、行政や建設会社の責任を認めなかつた点と、被告夫婦の過失度が三割では軽すぎるといふ点にある。訴訟代理人は、恩をアダで返す式のマスコミの判決報道が激しい反発を生んだのではないかというが、この指摘も重要である。

話し合いで解決すべきだつたという指摘に対しては、「話し合いがどうしてもつかないから、裁判になるのです」といい、このケースでも「事故後、話し合いに行つても拒否されたから」と原告夫婦はいつています」というのが弁護士反論である。ただ弁護士自身は、この事実の真偽を被告に確かめているわけではない。原告側弁護士は、「責任ある近所付き合ひとは何か」を世間の人々に多少とも考えてもらへた点にわずかな救いを見出している。

⑧のインタヴュー記事に先立ち、記者はひとつの根本的な問いを投げかける。被告側弁護士は「人倫」の名において提訴に厳しく反発しているが、「人倫」とはなにか、「人倫」は社会的に合意された普遍的な価値基準としていま存在しているのか、「人倫」と法との関係はどうなのか。これがその問いかけである。

被告側弁護士は「被告夫婦には責任は全くなかつた」、被告夫婦に過失責任を負わせた判決は誤つてゐる、と批判



している。「大丈夫でしよう」といったのは、子供の安全についての被告の推論を儀礼的に述べたにすぎない、どうしてあいさつに責任が問われるのか、というのが被告側弁護士の主張である。「被告はできるだけだけの注意はしていた」ともいう。自転車遊びをしていた子供が池に入ったのは「ほんの五秒か十秒かの間のできごとのはず」だから、子供のそばに大人がついていても、防げたかどうかは疑問である。五秒か十秒かの間も子供から目を離さないなんてことは、買物に出るまえの原告すらやっていなかった、自分がやりもしないことを隣人に求めることは人倫に沿うことか、という強い反論が被告側弁護士から提出されている。

原告に「裁判を受ける権利」はある、だが「人倫に反する訴訟」はしてはならない、という被告側弁護士の考えは注目される。「今回の訴訟は、近隣という、日常生活で最も大切な人間関係をこわす」から「人倫」に反する、というのがその趣旨である。「人倫」とは「人が生きていくための基本的なルール」のことであるという。

提訴の前に話し合いをしたかという問いには、被告夫婦の方から話し合いを求めてはいないはずという。被告側弁護士は、原告の状態から考えて話し合ってもプラスはないと被告が判断したのだろうと推測している。ここからみると、被告側弁護士が被告夫婦に話し合いを助言したり、自ら原告夫婦またはその代理人と話し合いの努力をしたという形跡はない。双方の弁護士は、両夫婦間の関係は損なわれており、もはや話し合いによる解決の可能な段階にはないと判断していたようである。

以上みてきたような④から⑧までの記事は、それまでの報道内容と比較してみると、全体としてどのように位置づけられるだろうか。④は「隣人訴訟」事件の社会的実体に向き合っていること、この事件の「近隣紛争」としての局面に関するそれまでの報道の欠落を補っている。⑤は現場で取材した記者自身の視点から「隣人訴訟」そのものよりも、「世間の常識」に適合的な法的解決の可能性を探求したものとして重要である。⑥⑦⑧は、「隣人訴訟」事件の争点

は何だったのか、原告被告双方の主張の違いはどこにあったのかを、双方の弁護士自身に語らせている点で注目される。これまでも、判決報道や訴えの取り下げのときに、双方の訴訟代理人のコメントが報道されてはいた。だが、このようにまとまった形で双方の主張が対比されたことはなかった。これによって、読者は冷静に「隣人訴訟」事件の論点を明確に整理することができるようになった。しかも、⑥では森島教授が判決の問題点を明確に批評しているし、⑦と⑧ではインタヴュー記者が双方の訴訟代理人に適度の距離から疑問を投げけているので、読者はそれだけ「隣人訴訟」事件の問題点を適切に理解することができるようになっていく。

①—⑧をみると、いずれも重要な論点をとりあげていることがわかる。それでも全体としてみると、「隣人訴訟」の判決報道に対する「世間」の反応の内容は必ずしも明確になっていないように思われる。しかも、「世間」の反応にも支配的傾向だけでなく多様な傾向があるとすれば、もつと自覚的に「世間」の多様な反応を明らかにする必要があるのでなかろうか。

つぎの章への橋渡しの意味をこめて、①—⑧に示されている「世間」観について若干の疑問を述べておこう。

米山氏は③において原告に対する匿名の非難に、判決に対する「世間」の抵抗を読み込んでいるが、それには二つの疑問がある。ひとつは「世間」はそれほど一枚岩なのだろうか、匿名の非難と「世間」の反応は同一視されるのだろうか、という疑問である。米山氏のいう「価値観の多様化」は「世間」の多様な反応として現われていないのだろうか。これは検証に値する問題だと思われる。もうひとつは、「隣人訴訟」は裁判が近隣同士のトラブルになじまない面をみせたという米山氏の見解はどのような意味で妥当なのか、という疑問である。氏は近隣同士のつきあい方の変化に着目し、日本社会のどこにおいてもこの種の「隣人訴訟」は起こりうる、と考えている。近隣紛争を避けるには、「新しい隣人同士のつきあい方を作り出していかねばならない」のは確かであろう。だが、近隣紛争は社会的

に不可避であれば、それがいかに解決されるのが望ましいかが問われるはずである。裁判のあり方と近隣紛争のあり方にはなにか適合的な方向は見出せないのだろうか。

その点で、⑤の長倉記者の試みは貴重である。「世間の常識」に適合する法的解決の可能性を探求することが重要であることはいくら強調しても強調しすぎることはない。だが氏の考えにも疑問がある。第一は「世間」はそれほど一枚岩なのかという疑問である。これは③に対する疑問と同じである。「一般人の感覚」とか、隣人を金を求める訴えに違和感を禁じえない「日本」というのは、過度の一般化ではないかという疑問でもある。第二は、原告の動機に適合することは「世間」の一般的感覚に適合することと同じといつてよいかである。完全な勝訴判決が出たとしても「原告の心は傷つくだけ」と言い切つてよいのかということでもある。第三は「一言謝つてほしい」とか「慰霊碑を建ててほしい」という訴えを認めてもよいのかという疑問である。このような精神的な意味における現状回復方式の導入は話し合いや和解交渉の場では重視されるのは確かである。だが、判決で命じられて謝罪しても「誠意ある謝罪」とは言えないであろうし、慰霊碑の建立も自発的になされてはじめて心からの慰霊であるとするれば、誠意ある謝罪や慰霊は法的な命令にはなじまないのではなからうか。ただ「世間」から期待されるような儀礼的な「謝罪」は、丁度境界領域にあるといえる。<sup>(6)</sup>責任の所在の明確化に加えて、〈関係修復〉がいかにして可能かという課題がここにはある。話し合いによる解決ができなかったのかという問いは、双方の弁護士に向けられている。とくに近隣紛争は、訴訟によってではなく、話し合いによって解決するのが望ましいという見解はしばしば語られている。この見解は近隣関係の特殊性に由来する面が少なくない。

⑧で被告側弁護士は「人倫に反する訴訟」はしてはならないというが、隣人関係に「人倫」のルールが妥当しているとするれば、それは原告被告の双方に妥当しているのではないか、という疑問がある。原告夫婦には子供の事故死後

の被告夫婦の態度が「人倫」のルールに違反していると思われたのではないか。「一言の謝りの言葉もなかったから」提訴したという動機を考えると、被告夫婦がいわば「誠意」規範に反して「謝罪」をしなかったから、原告夫婦は被告夫婦を提訴したということではないか。このケースでは、事故後の隣人夫婦間の〈関係修復〉のためには、両夫婦間にどのようなルールに準拠した相互行為が必要とされていたのだろうか。これを明らかにするという課題は依然として残されている。

わたしの考えでは、「人倫に反する訴訟」をしてはならないという主張は、「裁判を受ける権利」を尊重せよという主張と対極をなしている。前者が「人倫」論であるとすれば、後者は制度論である。しかしながらどちらとも、紛争当事者間の紛争解決過程における相互関係性のなかで「人倫」と「訴訟」を捉えていない点では共通である。隣人関係を損なう事故が発生したあと、隣人間の〈関係修復〉のための「話し合い」(誠意ある交渉)ができなくなつたときに、隣人間にはどのような納得のゆく解決の仕方がありうるのだろうか。これは極めて困難な課題であるというほかないであらう。

## 注

- (1) 米山氏の見解は、「識者の反応」のひとつとして取り上げられ、「新しい社会ルールを築けという意見」として検討されている(小島他著『前掲書』五一頁―五二頁参照)。
- (2) 「追跡隣人訴訟(上)(中)(下)」では、原告実名、被告Aさん一家ないしAさん夫妻となっているが、原告夫婦をX、被告夫婦をY、Xさん夫婦の子をA(三歳四か月)、Yさん夫婦の子をB(四歳)とする。なおこれらの記号を、「隣人訴訟」の以下の説明にも引き続き用いることにする。

(3) 朝日新聞(名古屋本社版)昭和五八年三月一〇日によれば、提訴以来、二五回の口頭弁論が開かれたという。

(4) 中日新聞社地方部次長であった西尾嘉門氏によれば、この座談会を新聞に掲載したところ、読者の反響も大きかったという。「これでよくわかった」、「自分の見方は一方的だった」、「第一印象で原告を批判したのが恥ずかしい」などの声が寄せられたようだ。西尾氏は「キチンとした報道をすれば、読者もしっかりした反応を示すという見本のようなケースだった」と述べている(西尾前掲論文、六七頁)。

(5) この事実は森島氏の質問に弁護士が応える形で引き出されている。このような「お見舞」(香典)も、関係修復の過程において、単なる儀礼的な役割以上の役割を果たすことがあると思われる。この「隣人訴訟」事件のようなケースの場合に、不幸な事故後の両夫婦間における関係修復はいかにして可能であるかを探る必要があるが、大変難しい問題である。わたしも、両夫婦はどのような心的状態にあったのかを推測したことがある(吉田勇、「誠意」規範研究序説―三つの紛争類型を中心として―(法政研究第五九巻第三・四合併号、平成五年)、二五六頁―二五九頁参照)。

(6) ここでいう「謝罪」は両夫婦の間の関係の修復の仕方にかかわっている。隣人夫婦に責任があることを明確にするために提訴することと関係修復とはどのような関係にあるのかをもっと検討する必要がある。「謝罪」は広く政治過程においても行政過程においても問題になる。行政責任や政治責任、さらに法的責任がかかわってくる場合には、交渉のなかで謝罪要求が被害者の側の当然の要求として出されることになる。最近の状況のなかでは、例えば水俣病事件においてもエイズ被害事件においても、「遺憾の意」と「反省」と「謝罪」の違いが問題にされている。さらに、もうすこし比較法的な視点から「謝罪」と「弁明」の研究をすすめる必要があるであろう。参考になるのは、Hiroshi Wagatsuma / Arthur Rosett, "The Implication of Apology : Law and Culture in Japan and United States", *Law and Society Review*, Vol. 20, No. 4 (1986), pp.461-498, John O. Haley, "Comment : The Implication of Apology", *Law and Society Review*, Vol. 20, No. 4 (1986), pp.499-507, である。また、ハーバード大学の交渉学研究所の開発した「原則立脚型」交渉の仕方を説く著作のなかで、関係改善および感情のコントロールと関連づけて「責任」と「謝罪」についても興味深い分析がなされているのは参考になる(統・ハーバード流交渉術)(TBSブリタニカ、一九八九)。この交渉理論は、いわゆるアメリカ型の交渉の仕方とはちがった普遍的な交渉の仕方を作り出そうとしていて、極めて示唆の多いものである。

(未完)